

火薬類（煙火）消費許可申請の手引

付 東京都における煙火の消費に関する基準（解説付き）

令和2年3月

東京都環境局環境改善部環境保安課

東京都多摩環境事務所管理課

目 次

第一 安全な花火大会の実施のために

はじめに

- 1 主催者の心得 P 2
- 2 煙火打揚業者の心得 P 7

第二 煙火消費許可を申請するにあたって

- 1 申請前に準備する事項 P 8
- 2 火薬類（煙火）消費許可申請の手続 P 10
- 3 火薬類（煙火）消費許可申請書の記入方法 P 15
- 4 火薬類（煙火）消費許可申請書様式 P 21
- 5 添付書類の様式例・記載例 P 30

第三 煙火消費における留意事項

- 1 気象状況等の把握 P 33
- 2 電気点火の場合の留意事項 P 33
- 3 煙火消費中の留意事項 P 33

第四 参考

- 1 東京都における煙火消費に関する基準 P 36
- 2 東京都における煙火消費に関する基準の解説 P 46
- 3 煙火の分類 P 66
- 4 火薬類取締法令（煙火関係） P 67
- 5 関連法令等 P 71
- 6 煙火消費報告書様式 P 74

第一 安全な花火大会の実施のために

はじめに

花火は日本の夏の代表的な風物詩として、江戸時代以来400年この方、私たちを楽しませてきました。夜空に打ちあげられた大輪の花火の美しさは、華麗な“火の芸術”と称してもよいと思います。

しかし、花火はその主成分が火薬類であることから、その取り扱いにおいては常に危険が内在しております。残念なことに毎年、全国の花火大会で煙火打揚従事者や観客の方が怪我をされる事故が発生しています。

事故のない安全な花火大会を成功させるためには、煙火を打ち揚げる煙火打揚業者が技術的な安全対策に万全を期すことはもちろん、主催者（通常、煙火の消費者となる。）及び関連団体を含めた関係者全体で、安全な花火大会の運営を心がける必要があります。

1 主催者の心得

(1) 花火大会の主催者には大会を安全に実施するため自主保安や各種の義務が課せられます。

ア 主催者は通常、煙火の消費者となるため、一定規模以上の花火大会を実施するに際して、火薬類取締法令に基づき「火薬類（煙火）消費許可」を受けする必要があります。その際の手続きは、煙火打揚業者任せにすることなく、主催者が主体的に行ってください。

イ 主催者は煙火消費に当たって、火薬類取締法令に基づく技術上の基準及び都が定める基準を遵守することはもちろん、安全な煙火の消費を最優先とした自主保安に努めてください。

ウ 消費場所の特性に応じ、各種の安全対策を講じてください。

エ 大会関係者や煙火打揚業者に対して安全教育を行ってください。

オ 事故等が発生した場合は、都が定めた「煙火の消費の中断又は中止に関する基準」により、中断又は中止の判断を適切に行ってください。なお、止むを得ない場合を除き現状を保存してください。

なお、これらの義務に違反した場合や事故が起こった場合は、法令に基づき

煙火の消費許可が取り消されたり、罰則が適用される場合があります。

(2) 花火大会を実施するにあたり、主催者は企画・申請・事前検査・煙火消費・終了後の各段階で心得ておくことがあります。

ア 企画段階における心得

(ア) 安全な花火大会が実施できるように、無理のない適切な規模の計画としてください。

(イ) 花火大会の実施場所の選定にあたっては、都が定めた「保安距離に関する基準」を遵守し、さらに十分な広さの観賞場所を確保するとともに警備や消防活動が確実にできる場所を確保してください。

(ウ) 煙火打揚業者の選定にあたっては費用面からのみの選定でなく、経験の有無や組織人員体制、社内保安管理体制などを十分に考慮して決めてください。

(エ) 実施計画の概要が固まったら早めに関係機関に相談してください。

(オ) 河川敷を利用する場合は、降雨による河川の増水によって煙火消費場所や観客席が冠水し、安全な煙火消費に支障を及ぼす場合があるので、以下の事項に留意してください。

- ・ 原則として、中州を打揚場所に使用しないでください。
- ・ 煙火消費場所や観客席に河川敷を使用する場合は、過去の降雨量と河川水位の上昇に関するデータを収集するとともに、その結果をもとに地盤高と河川水位との関係を考慮し、場合によっては地盤の嵩上げを行う（河川管理者の承諾が必要）ことや、煙火の安全な撤収方法及び煙火打揚従事者の安全な退避方法をあらかじめ決めておいてください。
- ・ 煙火消費においては、収集したデータを基に安全サイドに立った中断又は中止の判断と決定を迅速に行ってください。
- ・ 消費許可申請書の「危険予防の方法」欄に、河川敷で煙火消費をする場合の危険予防の方法を記載し、自らの責任で遵守してください。

(カ) 水上や海上で台船を利用して煙火を打ち揚げる場合は、風雨や波浪等によって台船上での煙火の設営や消費が困難になることがあるので、十分に留意してください。

(キ) 山間部の林道や棚等を利用して煙火を打ち揚げる場合は、打揚場所の地盤の安定性には十分に留意して選定を行ってください。また、山林火災予防計画を作成してください。

イ 申請段階における心得

(ア) 火薬類（煙火）消費許可申請書の作成や諸手続きは主催者が主体的に行い、必要に応じ煙火打揚業者の助言を受けてください。

(イ) 煙火消費の安全を確保するため、保安距離の外側に道路や建物を考慮して

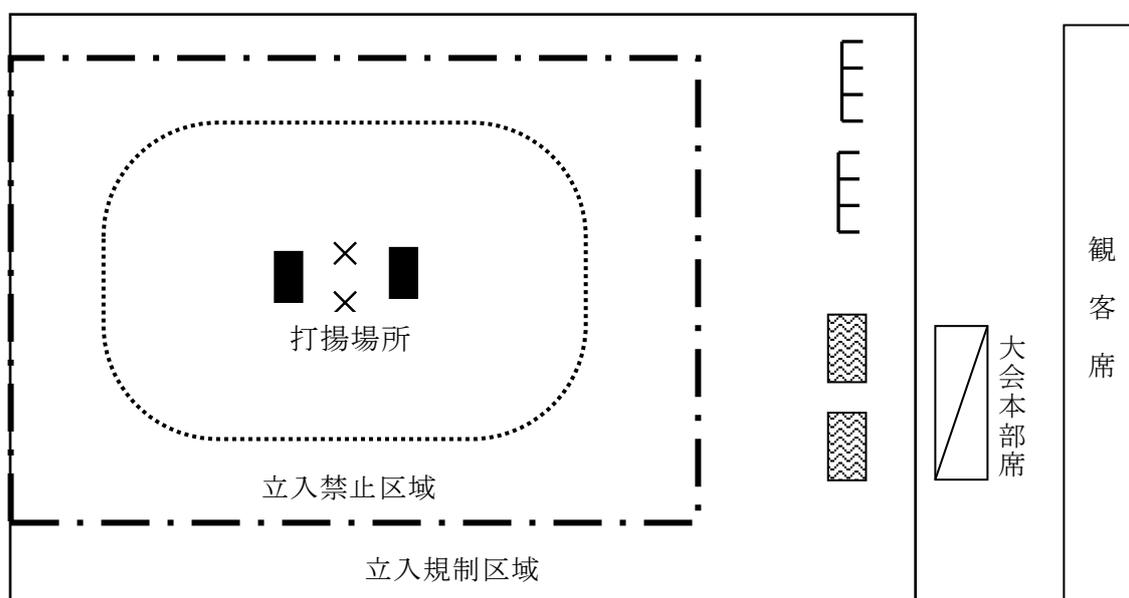
「立入禁止区域」を設定してください。立入禁止区域には、煙火打揚従事者以外の者が立ち入ることのないよう警備体制を確保してください。

(ウ) 大規模な花火大会等では、警備・消防活動が円滑に行えるように立入禁止区域の外側に「立入規制区域^{*}」を設定して、観客の安全確保の徹底を図ってください。なお、設定範囲については、事前に監督官庁等と十分協議するようにしてください。

※ 立入規制区域

立入禁止区域の外側に、関係者は立ち入れるが観客は立ち入ることができない「立入規制区域」を自主的に設置することによって、警備体制や消防体制の強化を図るとともに、より円滑な活動が実施できるよう努めることが望ましい。

<立入禁止区域及び立入規制区域の設定事例>



凡 例

×	煙火打揚筒設置場所	▭	大会本部
■	スターマイン設置場所	▨	消防・警備車両
○	保安距離線	⌋	警備員の配備場所
- · - · -	立入禁止線		
—	立入規制線		

- (エ) 保安距離内に建物等の保安物件がある場合は、原則として煙火を消費することができません。ただし、保安上の支障がない場合などは例外的に煙火を消費できるケースもあるため、申請前に都に相談してください。
- (オ) 事故時等の対応マニュアルを整備してください。
- (カ) 都が定めた「煙火の消費の中断又は中止に関する基準」にのっとり、独自の煙火消費の中断や中止等の判断方針を策定し、消費前には関係者に十分周知してください。
- (キ) 安全教育計画を作成してください。
- (ク) 管理体制（指揮命令体制）及び緊急連絡体制を整備してください。
- (ケ) 煙火消費に係る警備・消防計画を策定してください。
- (コ) 人的・物的事故の発生を防ぐため、十分な資材や人員配備を計画してください。
- (サ) 警備・消防活動が迅速かつ適切に行える措置を講じてください。
- (シ) 周辺住民に対し煙火消費の内容やその影響等について十分周知を図ってください。
- (ス) 大会本部は、監督官庁との緊急連絡が迅速に行える場所に設置してください。また、緊急時に対応できる担当者を常駐させるようにしてください。

ウ 事前検査段階における心得

- (ア) 火薬類（煙火）消費許可申請があった場合、許可に先立ち都職員が消費場所の事前検査を行う場合があります。検査時には、主催者はもちろん煙火打揚業者も立会い、申請内容等について説明を行ってください。
- (イ) 大規模な花火大会では、事前検査時に大会当日における緊急時の対応等についての打合せも行う場合がありますので、警視庁、東京消防庁、管轄の警察署及び消防署、管轄の海上保安部（消費場所が海域の場合）も立ち会うよう調整してください。
- (ウ) 事前検査では打揚場所の位置・保安距離・立入禁止区域・立入規制区域・本部テント等の設営場所などの位置の確認を行いますので、申請時の図面の他、距離計など必要な機材の準備をしてください。

エ 煙火消費段階における心得

- (ア) 煙火消費日の数日前から気象や河川水位等の必要な情報を入手し、当日の風向風速は煙火の準備作業中から計測するようにしてください。
- (イ) 当日の気象状況等によっては、あらかじめ定めている中断・中止の判断基準に従って煙火の消費を中断又は中止してください。
- (ウ) 現地状況により煙火設置等の内容が申請内容と変更を余儀なくされた場合は、速やかに東京都、監督官庁等と協議してください。

(エ) 煙火消費中に、事故や異常事態が発生した場合は直ちに煙火消費を中断・中止し、被害等の拡大防止を図ってください。

その後再開する場合は、煙火消費の安全の確認を行い、東京都、監督官庁等に協議し、その了解を得たうえで再開してください。

(オ) 煙火消費を途中で中止した場合には、都が定めた「煙火の消費の終了又は中止後の措置に関する基準」に従って適切に対応してください。

(カ) 大規模な花火大会では、煙火の設置作業完了後に煙火の設置状況等を監督官庁が合同で検査します。主催者は腕章、ヘルメット等を着用して検査に立ち会ってください。また、検査で不具合が見つかった場合は主催者が主体的に対処してください。

オ 終了段階における心得

(ア) 煙火消費を終了した場合には、都が定めた「煙火の消費の終了又は中止後の措置に関する基準」に従って適切に対応してください。

(イ) 煙火打揚終了後は速やかに未着火煙火・黒玉の探索及び燃え滓の残り火等の安全点検を行なうよう、煙火打揚業者に指示してください。

煙火打揚業者から安全確認の報告を受けたら、監督官庁等と協議のうえ、立入禁止区域の解除を行ってください。

(ウ) 黒玉の探索は、打揚当日だけでなく翌朝も探索してください。黒玉が発見された場合は、その安全な処理は煙火打揚業者が行う必要があることから煙火打揚業者を探索に参加させてください。

(エ) 大会の実施結果を把握し、問題点がある場合は改善策について検討し、次回の大会の企画に反映させてください。

(オ) 終了後、速やかに「煙火消費報告書」を都知事宛に提出してください。

カ 事故が発生した場合の心得

(ア) 煙火の消費中に、万一人身事故や火災などが発生した場合には、直ちに煙火消費を中断若しくは中止し、人命救助及び負傷者・被災者の救護・救援、火災の消火活動などを行うとともに、東京都をはじめ関係機関に対して速やかに的確な通報連絡を行ってください。

(イ) 中断を解除し、煙火の消費を再開する場合には、事故原因及び以降の煙火消費における安全が確認できたことを、東京都、監督官庁等に協議し了解を得るようにしてください。

(ウ) 事故の現場は、被害の拡大防止対策などやむを得ない場合を除き現状を変更しないでください。

(エ) 事故の詳細な内容及び発生原因などについて調査を行うとともに、事後措置結果をまとめて速やかに東京都に「事故届」を提出してください。

2 煙火打揚業者の心得

- (1) 花火大会の主催者から花火大会実施の相談を受けた場合、必ず現地調査を実施し、地形や付近の状況等を把握したうえで、主催者に煙火消費計画の概要を提示してください。
- (2) 安全確保の観点から主催者に対し、火薬類取締法令及び東京都の煙火消費基準を説明し、煙火消費の安全確保について十分な理解を求めてください。
- (3) 主催者の求めに応じて火薬類(煙火)消費許可申請書の作成に協力してください。
- (4) 予算に見合った適切な規模の煙火消費計画を策定し、主催者の無理な要望に安易に応じないようにしてください。
- (5) 作業日程、分担、手順等について無理のない計画とし、煙火の打ち揚げに関わるすべての従事者(臨時雇いを含む。)に対して、周知を図るとともに十分な安全教育を実施してください。
- (6) 煙火打揚従事者名簿に記載された者以外は、打揚作業に従事しないでください。
- (7) 煙火打揚従事者は、腕章及び服装などにより外部から容易に識別できるようにしてください。
- (8) 煙火打揚従事者は、安全のため煙火消費中はヘルメット等の保護具を着用してください。
- (9) 煙火の準備作業中に関係者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったことを確認した場合は、準備作業を中断してください。
- (10) 煙火の消費中に煙火打揚従事者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったことを確認した場合は、煙火の消費を中断してください。
- (11) 雨水により煙火が濡れることを防止するため、準備作業中は打揚筒等にビニールカバー等を被せておくことがありますが、ビニールカバー等は燃えやすく、煙火消費中の火災原因になりうることから、その取り扱いには十分留意してください。
- (12) 煙火の打揚中に事故や異常事態が発生したときは、打ち揚げを中断して原因を的確に把握し、被害の拡大防止対策を講じてください。併せて、主催者及び関係機関に状況や対処方法を正確に説明してください。その後、煙火消費の安全が確認できると判断した場合にのみ主催者の指示により煙火の打ち揚げを再開してください。
- (13) 煙火打揚終了後の未着火煙火・黒玉の探索は、主催者の指示により煙火打揚業者が責任を持って行い、未着火煙火・黒玉を発見した場合は、必ず煙火打揚業者が処理してください。また、翌朝、黒玉を探索する場合は、主催者の指示により煙火打揚業者が主体的に行ってください。

第二 煙火消費許可を申請するにあたって

煙火消費許可を申請するにあたっては、火薬類取締法に基づき火薬類消費許可申請書及び火薬類消費計画書を作成して頂く必要がありますが、そのためには、事前に以下の事項について検討しておくことが重要です。

1 申請前に準備する事項

(1) 花火大会の内容の検討

花火大会を計画する場合は、大会の目的・主催者・場所・開催日時・予算・煙火の種類と量・観客数・安全対策等を検討して決める必要があります。

(2) 煙火打揚業者の選定

煙火の消費は、大きな危険を伴うため、煙火打揚業者の選定に当たっては実績、技術能力及び安全管理体制などを十分に配慮し、費用面のみを配慮して業者を選定することのないようにしてください。安全対策には費用がかかることを認識してください。

(3) 各種情報の入手

花火大会の主催者は、煙火打揚業者の協力のもと煙火消費に係る各種の情報（過去の事件事例や各種の基準等）を収集する必要があります。

(4) 保安全管理体制の整備

花火大会を円滑に進めるためには、適切な保安全管理体制を整備することが重要となります。保安全管理に関して、各責任者を以下のとおり定めてください。

ア 煙火消費最高責任者

煙火消費における全てを指揮命令する最高の責任者で、花火大会主催の代表者でもあり「火薬類(煙火)消費許可申請」の代表者ともなる。

イ 煙火消費責任者

煙火消費に係る責任者で、花火大会の進行管理を行う。

ウ 煙火消費連絡責任者

煙火消費に係る実務を行う。東京都をはじめ関係機関との連絡調整に当たる。

エ 煙火打揚業者総括責任者

煙火消費における煙火打揚業者側の最高責任者で、消費の安全確保のための総括管理を行う。

オ 煙火打揚業者現場責任者

煙火打揚の現場責任者で、煙火打揚業者総括責任者の指示に従って進行管理に努め、安全な消費に向け各班担当責任者を指揮する。

複数の煙火打揚業者が煙火の消費に携わる場合は、それぞれ現場責任者を置く。

カ 煙火打揚業者各班担当責任者

それぞれの班の分担業務をよく理解し、安全確保を図りながら煙火打揚従事者を指揮し、煙火の消費を行う。

(5) 煙火消費の中断・中止判断方針の策定

煙火の消費の中断又は中止を決定するための判断方針を主催者の責任で策定しておく必要があります。

(6) 安全教育計画の策定

主催者は、安全な花火大会を実現するために、災害防止等の措置及び緊急時の対応マニュアルなどを策定し、大会関係者に対して安全教育を実施するようにしてください。

(7) 緊急時連絡体制の整備

煙火の消費の際に火災や人身事故等の災害が発生した場合は、緊急かつ的確な対応措置が取れるよう、緊急時連絡体制を定めてください。

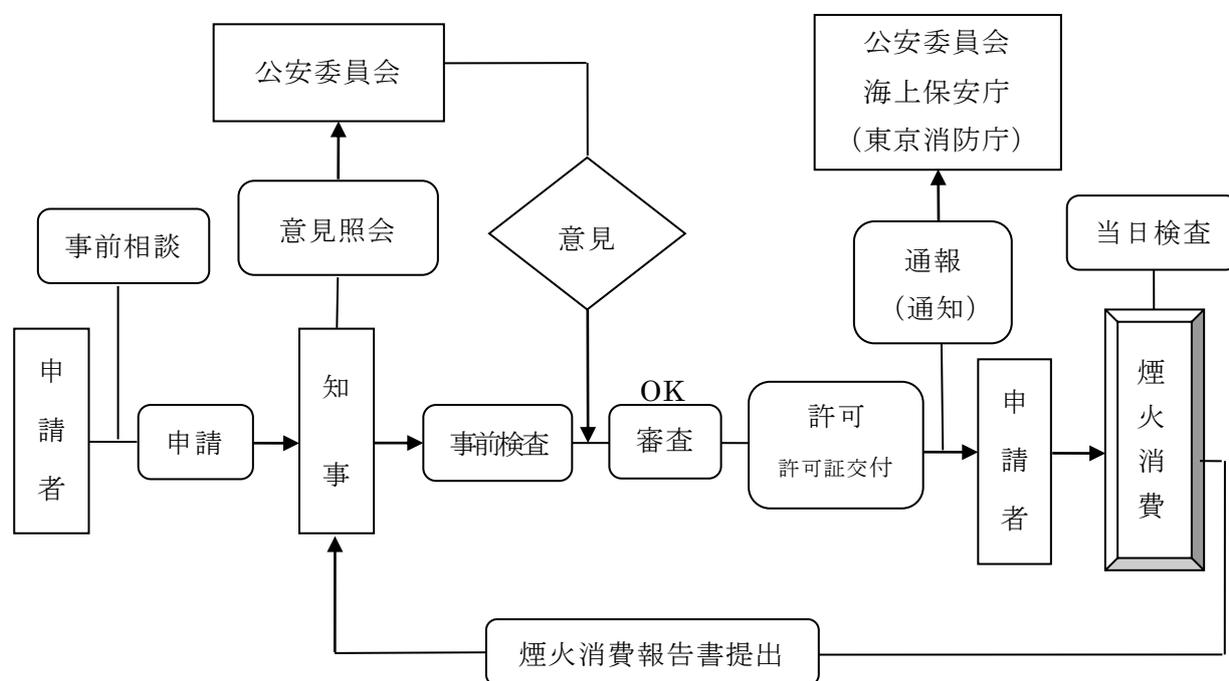
2 火薬類(煙火)消費許可申請の手続

(1) 火薬類(煙火)消費許可申請の根拠

火薬類取締法第25条に基づき、一定規模以上の煙火の消費をしようとする者は、消費地を管轄する知事の消費許可を受けなければならないとされており、消費許可を受けるには火薬類(煙火)消費許可申請書及び消費計画書を知事に提出する必要があります。

なお、消費許可を必要としない煙火消費の規模については、参考資料P67を参照ください。

(2) 火薬類(煙火)消費許可申請手続フロー



(注) 上記フローは、大規模の花火大会におけるフローで、小規模の花火大会ではフローの一部を省略する場合があります。

(3) 申請の方法

ア 申請の時期

大規模な花火大会*の場合(23区及び多摩地区)	消費日の30日前まで ^(注)
小規模な花火大会の場合(23区及び多摩地区)	消費日の15日前まで ^(注)
島しょの場合	消費日の18日前まで ^(注)

(注) 閉庁日は日数から除く。大規模な花火大会は事前相談の期間を含む。

※大規模な花火大会とは、以下のいずれかに該当し、特に保安上の対策が必要と認められる大会である。

- (ア) 同一の消費地において1日に消費する打揚煙火の個数が5,000個以上の場合
- (イ) 打揚煙火の中に直径が30センチメートルを超える玉がある場合
- (ウ) 多数の観客の参加が見込まれる場合

イ 申請の窓口

- (ア) 消費地が23区の場合
東京都環境局環境改善部環境保安課火薬電気担当
電話：03-5388-3553
- (イ) 消費地が多摩地区の場合
東京都多摩環境事務所管理課火薬電気担当
電話：042-523-3515
- (ウ) 消費地が島しょの場合
各島しょを管轄する支庁産業課
 - ・大島支庁 電話：04992-2-4431
 - ・三宅支庁 電話：04994-2-1312
 - ・八丈支庁 電話：04996-2-1113
 - ・小笠原支庁 電話：04998-2-2122

ウ 提出部数

4部、ただし消費地が海上に関わる場合は5部

(4) 申請に必要な書類

関係機関と協議を行い、その結果を踏まえたうえで必要な申請書類を作成してください。

申 請 書 類	必 要 事 項
火薬類（煙火）消費許可申請書 （規則第48条第1項）	代表者の氏名、代表者印
	名称
	事務所所在地・電話番号
	代表者の住所・氏名・年齢・職業
	火薬類の種類及び数量（詳細は別紙）
	消費の目的・場所・日時
	危険予防の方法 ＜記載する項目＞ ・煙火打揚従事者への危険予防の方法 ・観客への危険予防の方法 ・煙火消費の中断又は中止の判断基準 ・煙火消費の終了又は中止後の措置 ・河川敷で煙火を消費する場合の危険予防の方法 ・その他煙火消費の際に必要な危険予防の方法
火薬類（煙火）消費計画書 （規則第48条第1項及び第2項）	タイムスケジュール、煙火消費の中止判断時刻
	煙火消費に関する警備計画
	煙火消費プログラム
	打揚筒等の配置図及び固定方法を示した図
	消費場所付近の見取図（案内図、保安距離・立入禁止区域・立入規制区域等を記載した図面）
	煙火の構造図（筒内部の煙火の状況等）
	火の粉の飛散範囲（小型煙火等）
	煙火製造業者、輸入先、煙火打揚業者
	煙火打揚従事者名簿
その他必要な書類	煙火消費に係る関係機関の手続
	煙火消費保安管理組織図
	花火大会等連絡体制図
	煙火運搬経路
	承諾書（消費場所が第三者所有の場合）
	誓約書（保安距離内に保安上の支障がないと都が確認した保安物件がある場合）

(5) 関係機関の手続き

ア 花火大会を実施する場合

警察署と消防署へ煙火の打上げ届を提出してください。その際、東京都に許可申請して受理された消費許可申請書の写しを添付して提出してください。

関係機関	管轄警察署 管轄消防署（火災予防条例）
------	------------------------

イ 演出効果用の煙火を消費する場合

劇場等の舞台や客席、スタジオ等で演出効果用の煙火を消費する場合は、消防署に承認申請をしてください。

関係機関	管轄消防署（火災予防条例）
------	---------------

ウ 煙火消費場所が海域以外の水域の場合

東京都水上安全条例による規制があるため、必要な場合には関係機関の許可を受けてください。また、河川敷を使用する場合は河川管理者に一時占用許可申請書を提出してください。

関係機関	管轄警察署（東京都水上安全条例）
	国管理河川 国土交通省各河川事務所 都管理河川 建設局各建設事務所

エ 煙火消費・荷役場所が海域の場合

港則法及び港湾法による規制があるため、必要な場合には関係機関の許可を受けてください。また、係留施設を使用する場合は係留施設使用許可申請書及び使用制限貨物取扱い申請書等を提出してください。

関係機関	東京海上保安部航行安全課（港則法）：03-5564-2022 東京港管理事務所港務課（港湾法）：03-5463-0217 東京港管理事務所ふ頭運営課（東京都港湾管理条例） 海務担当：03-5463-0221 内港地区ふ頭担当：03-5442-5366
------	---

オ 煙火消費場所の付近に空港がある場合

航空法による制限があるため、必要な場合には花火の打上げの許可申請又は通報を行なってください。

関係機関	東京空港事務所航空管制運航情報官：03-5757-3022 調布飛行場管理事務所：0422-34-4840
------	--

カ 薬量600kgを超える煙火を陸上運搬する場合

出発地の警察署の火薬類運搬証明書が必要となるので、運搬届を提出してください。なお、大会の中止等の理由により持ち帰る場合も想定されるので、このことについても、警察署に相談してください。

関係機関	煙火運搬の出発地を管轄する警察署
------	------------------

(6) 消費許可後に申請事項に変更があった場合の手続

ア 消費許可の取り直し

許可取得後、消費許可申請書の記載事項のうち次の事項に変更があった場合は、新たな消費許可の取得が必要となります。

- (ア) 煙火等の種類及び数量
- (イ) 消費の目的
- (ウ) 消費の日時及び場所
- (エ) 危険予防の方法

イ 記載事項変更届を必要とする変更

以下の事項に変更があった場合は、速やかに都知事に記載事項変更届を提出してください。

(ア) 消費許可申請書の記載事項のうち、次の事項に変更があったとき。

- ・代表者氏名、住所
- ・申請者の名称
- ・事務所所在地、電話番号
- ・職業

(イ) 消費計画書の記載事項に変更があったとき。

- ・消費の方法（タイムスケジュール、中止判断時刻、警備計画、消費プログラム、打揚筒等の配置図、固定方法、煙火の構造）
- ・煙火製造業者の氏名又は名称
- ・煙火打揚従事者の氏名
- ・消費場所付近の見取図

ウ その他

その他、上記以外の事項に関して変更があった場合は、速やかに変更があった旨を連絡してください。

3 火薬類（煙火）消費許可申請書の記入方法

○ 火薬類（煙火）消費許可申請書

(1) 代表者の氏名、代表者印

通常は主催者が消費者となることから、主催者の代表者名を記入してください。例えば、区市町村が主催者となる場合は区市町村長名、実行委員会が主催者となる場合は、実行委員会の会長名となります。

[記入例]

〇〇区長 〇〇〇〇

〇〇花火大会実行委員長 〇〇〇〇

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

(2) 名称

消費者が区市町村の場合は区市町村名、実行委員会の場合は実行委員会の名称、法人の場合は法人の名称を記入してください。

(3) 事務所所在地・電話番号

消費者が区市町村の場合は役所の所在地、実行委員会の場合は実行委員会事務局の所在地、法人の場合は本社所在地を記入してください。

(4) 代表者住所・氏名・年齢・職業

代表者の住所（事務所の所在地）、氏名、年齢、職業（法人の場合は業種）を記入してください。

(5) 火薬類の種類及び数量

煙火の種類ごとに以下のように記入してください。なお、内訳の詳細及び種類ごとの含有火薬量の計算書は別紙に記載してください。

ア 打揚煙火

最大径（外径）の寸法、スターマインを含めた煙火玉の個数を記入してください。なお、スターマインについてはセット数も記入してください。

イ 枠仕掛・綱仕掛

枠（文字）仕掛け、綱仕掛け（ナイヤガラ等）の台数を記入してください。

ウ 小型煙火

筒物については種類と本数、箱型煙火については名称と箱数を記入してください。

エ その他の煙火

上記以外の煙火の種類及び数量を記載してください。

オ 総火薬量

総火薬量（打揚薬量を含む。）を記入してください。

(6) 消費の目的

花火大会の場合は花火大会の名称、イベントの場合はイベントの名称及び目的を記入してください。

[記入例]

〇〇納涼花火大会、〇〇コンサートの演出用

(7) 消費場所

具体的な位置を特定できるよう、住所又は地番を正確に記入してください。

なお、河川や河川敷の場合は、「〇〇番地先△△川右岸河川敷〇〇大橋下流××m～××m地点」等と記入してください。

(8) 日時（期間）

ア 消費の日時を正確に記入してください。

なお、消費の日時とは、煙火が消費場所に到着した時点から煙火打揚終了後に大会本部が解散するまで（イベントの場合はイベントが終了するまで）をいいます。

イ 2日以上にわたる場合は、各日の消費時刻を全て記入してください。

ウ 雨天等により消費を順延する場合には、順延日時を記入してください。

なお、順延となったときは、東京都、管轄の警察署並びに消防署、管轄の海上保安部（海上の場合）へ電話等により連絡してください。

(9) 危険予防の方法

危険予防の方法を記載した別紙を添付してください。

危険予防の方法として記載する必要がある項目は以下のとおりです。なお、それぞれの項目についての具体的な記載例はP 31のとおりです。

ア 煙火打揚従事者への危険予防の方法

イ 観客への危険予防の方法

ウ 煙火消費の中断又は中止の判断基準

エ 煙火消費の終了又は中止後の措置

オ 河川敷で煙火を消費する場合の危険予防の方法

カ その他煙火消費の際に必要な危険予防の方法

○ 消費計画書

1 消費計画の内容

(1) (2) 花火大会等の名称及び目的を記入してください。

(3) タイムスケジュール

大会本部設営～煙火の現地到着～合図煙火の打揚～大会花火の打揚～打揚終了～大会本部解散までの予定時刻を記入してください。

(4) 煙火消費の中止判断時刻

煙火消費を中止する場合、中止決定を判断する日時を記入してください。

なお、中止を決定した場合は、花火大会等連絡体制図により関係機関への連絡を速やかに行なってください。

(5) 煙火消費に関する警備計画

立入規制区域内（立入規制区域を設定しない場合は立入禁止区域内）への観客の立入を防止するための警備計画を作成し添付してください。警備計画には、警備員の配置場所、配置人数を具体的に記入してください。なお、様式例をP30に示しますがこの様式によらず独自の警備計画を作成しても構いません。

2 煙火消費プログラム

煙火消費予定時刻、プログラム内容を記載してください。

プログラム内容は、打揚煙火・仕掛煙火等の種別ごとに記載してください。

3 打揚筒等の配置図

打揚筒等の消費現場における配置図を別紙で添付してください。

4 打揚筒、枠等の固定方法を示した図

打揚時の衝撃により打揚筒等の方向が変化しないよう確実に固定することとし、打揚筒等の大きさに応じた具体的な固定方法を別紙に図示（写真可）して添付してください。なお、原則として「固定方法の説明」を記載してください。

<固定方法の説明の記載例>

- ・スターマインは、打揚筒をステンレス枠に収納し、枠を杭及びラッシングベルトにより地面に固定する。
- ・10号玉は、単管でやぐらを堅固に組んで筒を上下2か所で固定する。筒の下に畳等を敷き衝撃を緩和する。
- ・筒物の小型煙火は筒を鉄製の支柱に結束帯及び布ガムテープで堅固に固定した上で、支柱を土嚢で固定する。
- ・箱型の小型煙火はラッシングベルトで箱を縛り、四方を土嚢で固定する。

5 煙火の構造図（筒内部の煙火の設置状況を含む。）

煙火玉の構造及び煙火玉を筒にセットした状況を図示してください。なお、重ね玉をする場合は、黒玉を防止するための対策が分かるよう図示してください。

小型煙火の場合は、製品の名称、形状、火の粉の飛散範囲等を記載してください。

6 消費場所付近の見取図

消費場所案内図、保安距離図、立入禁止区域図、立入規制区域図等を別紙で添付してください。各図面を同一の図面に図示できる場合は、統合の図としても構いません。

（1）消費場所案内図

消費場所付近への案内図を示してください。

（2）保安距離図（記載例 P 3 2）

煙火消費場所を中心とし、保安距離線を明確に示す図面としてください。

（3）立入禁止区域図（記載例 P 3 2）

保安距離線の外側に通路や建物を考慮して、立入禁止線を明示した図面としてください。

（4）立入規制区域図（記載例 P 3 2）

花火大会を円滑に運営するために、立入禁止区域の外側に観客の立入は規制するが、緊急避難通路や消防・警備車両の置場及び警備員の警備場所等の区域を自主的に設ける場合は、立入規制区域を明示した図面を添付してください。

（5）消火用具、点火場所の位置図（記載例 P 3 2）

消火用具の位置、種類、個数を図示してください。なお、消火用具は風下に重点的に配置する必要があるため、当日の天候により臨機応変に配置する場所を変更するようにしてください。

電気点火を行う場合の点火場所は、異常時に即時中断が出来るように筒の状況がよく見える場所とし、車両の後ろや小屋の中は避けてください。

また、煙火打揚従事者を防護するため、煙火設置場所から 20 m 以上離れた場所に設けるようにしてください。なお、離隔距離が取れない場合は、出入り口以外を透明なポリカ板等で囲ってください。

（6）観客席、大会本部の位置図（記載例 P 3 2）

観客席、大会本部の位置を図示してください。

7 煙火製造業者・輸入先・打揚業者の氏名又は名称・所在地

煙火の製造業者・輸入先・打揚業者が複数ある場合にはその全ての名称、所在地、製造又は輸入した年を記載してください。

8 煙火打揚従事者名簿

煙火消費にあたり、立入禁止区域内に立ち入る打揚従事者の名簿を記載してください。名簿には、氏名、年齢、住所、経験年数、手帳（日本煙火協会が発行する煙火消費保安手帳）の種類及び番号を記載してください。なお、手帳を有しない打揚従事者については、手帳を有する者と同等の保安教育を受けていることが分かる資料を提出してください。

煙火消費中、打揚従事者以外は立入禁止区域内に立ち入ることは出来ませんが、打揚従事者以外が保安上の理由により止むを得ず立ち入る場合は、保安教育を受けたうえで補助者として打揚従事者名簿に記載するようにしてください。なお、演出用機器を操作するオペレーターなど保安上の理由以外で立入禁止区域内に立ち入ることは認められません。

<補助者として煙火消費中に立入が認められるケース>

- ・河川や海上で煙火消費時に、事故対応等で立入禁止区域に立ち入る可能性のある台船業者及び打揚従事者を運搬する傭船業者
- ・煙火消費時に、立入禁止区域内で風速計等の気象測定器を操作するオペレーター
- ・その他都が必要と認める作業に従事する者

(注) 関係者名簿

煙火消費準備中又は消費後の安全確認中（煙火消費中を除く。）に、運営上又は警備上の理由から止むを得ず立入禁止区域内に立ち入る関係者（主催者、委託業者に限る。）は別途、関係者名簿を提出してください。

○ その他必要な書類

1 煙火消費に係る関係機関の手続

別紙様式（P 2 6 参照）により、煙火消費に関連する法令・条例等の申請状況を記入してください。（P 1 3 参照）

2 煙火消費保安管理組織図

別紙様式（P 2 7 参照）により煙火消費に係る保安管理組織を作成して、記入してください。

3 花火大会等連絡体制図

別紙様式（P 2 8 参照）により主催者と煙火打揚業者及び東京都をはじめ管轄警察署及び管轄消防署等の関係機関との緊急連絡通報体制を記載した「花火大会等連絡体制図」を作成してください。

4 煙火運搬経路

火薬類の運搬については「火薬類の運搬に関する内閣府令」に定める基準を遵守してください。

都内には繁華街や幅の狭い道路が多数あります。同府令第 1 7 条では、車両の幅に 3. 5 m を加えた幅の道路であって、繁華街や人混みを避けた通路を可能な限り選定するよう規定されています。十分に運搬経路を調査のうえ運搬を計画するようにしてください。

また、原料をなす火薬 1 0 k g 又は爆薬 5 k g を超える煙火については、道路法第 4 6 条関係規定により通行を制限されているトンネルがあるので留意してください（H22.11.18(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第 1 2 号など参照）。

5 承諾書

煙火消費場所（立入禁止区域、立入規制区域を含む。）の土地の管理権限を有する者が主催者でない場合は、土地の管理権限を有する者の「煙火消費に関する承諾書」を添付してください。

6 誓約書

保安距離内に保安上支障がないと都が確認した保安物件がある場合は、権利者が保安物件への立入禁止措置及び防災措置を具体的に記載した「保安物件権利者の誓約書」を添付してください。

4 火薬類消費（煙火）許可申請書様式

火 薬 類 消 費 （ 煙 火 ） 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

代表者氏名

印

名 称	
事務所所在地（電話）	
職 業	
（代表者）住所氏名（年齢）	
火薬類の種類及び数量	打揚煙火（最大径 c m） 個 （スターマイン セットを含む）
	枠仕掛・綱仕掛 台
	小型煙火（筒物） 本
	小型煙火（箱型煙火） 箱
	その他の煙火
	総火薬類の重量
目 的	
消 費 場 所	
日 時（期 間）	令和 年 月 日 （荒天の場合は令和 年 月 日に順延） 時 分 から 時 分 まで
危 険 予 防 の 方 法	別紙のとおり

火薬類（煙火）の種類及び数量

1 打揚煙火（スターマインを含む）

合 計

個

玉の直径	玉の種類	数 量		含有火薬量			打揚薬量			合計火薬量(g) (含有火薬量+打揚薬量)
		打揚煙火 (個)	スターマイン (個)	打揚煙火 (g)	スターマイン (g)	計 (g)	打揚煙火 (g)	スターマイン (g)	計 (g)	
cm	ぽか物									
	割り物									
cm	ぽか物									
	割り物									
cm	ぽか物									
	割り物									
cm	ぽか物									
	割り物									
cm	ぽか物									
	割り物									
cm	ぽか物									
	割り物									
cm	ぽか物									
	割り物									
cm	ぽか物									
	割り物									
cm	ぽか物									
	割り物									
合 計										

2 仕掛煙火・小型煙火等

煙火の分類	種類・製品名	数 量	含有火薬量 (g)
粹仕掛・綱仕掛		台	
筒物		本	
箱型煙火		箱	
その他の煙火			
合 計			

火薬類（煙火）消費計画書

1 消費計画の内容

(1) 花火大会等の名称

(2) 目的

(3) タイムスケジュール

区 分	予 定 時 刻	備 考
大会本部設営	:	
煙火の現地到着	:	
合図煙火の打揚	:	
大会花火の打揚	:	
打揚終了	:	
大会本部解散	:	

※1 当日、未着火煙火及び黒玉の発見回収作業が終了するまで立入禁止は解除しない。

※2 翌日、主催者の責任にて、できるだけ早い時間帯（ 時）に再度、黒玉の確認回収の作業を行う。

(4) 煙火消費の中止判断時刻

____月 ____日 ____時 の時点にて煙火最高責任者が中止を判断します。
別添「危険予防の方法」に基づき決行か中止の判断を行い、中止と決定した時は速やかに関係機関へ連絡します。

(5) 煙火消費に関する警備計画

別紙警備計画書のとおり

2 煙火消費プログラム

No	時刻	第一会場				第二会場			
		単発 最大径 c m	スターマイン 最大径 c m	仕掛け	小型 煙火	単発 最大径 c m	スターマイン 最大径 c m	仕掛け	小型 煙火
1	:								
2	:								
3	:								
4	:								
5	:								
6	:								
7	:								
8	:								
9	:								
10	:								
11	:								
12	:								
13	:								
14	:								
15	:								
16	:								
17	:								
18	:								
19	:								
20	:								
合 計									

3 打揚筒等の配置図及び固定方法を示した図

別紙のとおり

4 消費場所付近の見取図

別紙のとおり（消費場所案内図、保安距離図、立入禁止区域図、立入規制区域図、消火用具位置図、大会本部及び観客席位置図）

5 煙火の構造図（筒内部の設置状況を含む。）、火の粉の飛散範囲（小型煙火等）別紙のとおり

6 煙火製造業者、輸入先

所在地	
氏名又は名称	
電話番号	()
製造又は輸入年	

7 煙火打揚業者

所在地	
氏名又は名称	
電話番号	()
担当者	(所属) (氏名)

8 煙火打揚従事者名簿 () 名

区分	氏名	年齢	経験年数	手帳種類	手帳番号	住所
責任者						
変更がある場合は、後日提出します。						

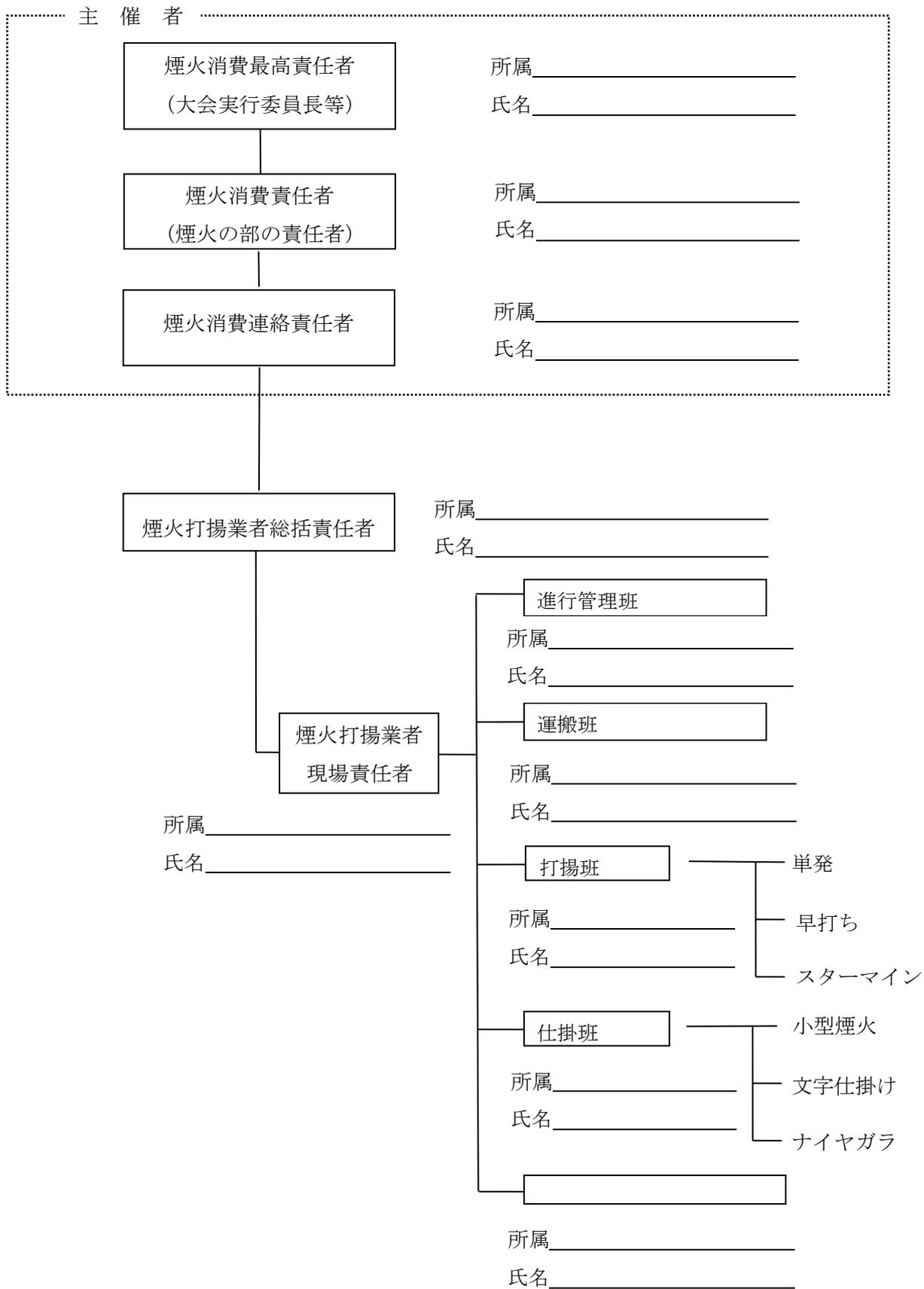
9 煙火消費に係る関係機関の手続

(年 月 日 現在)

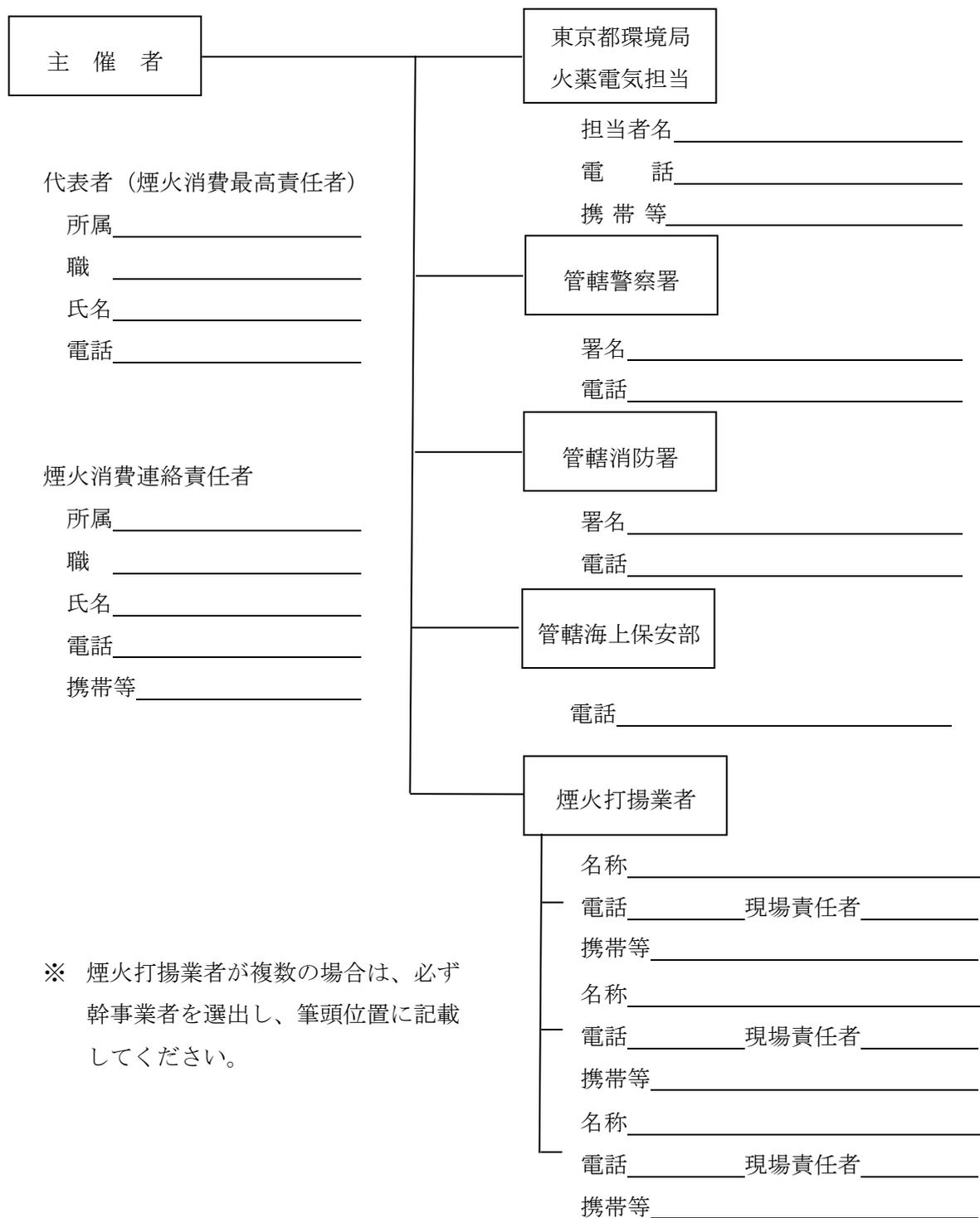
	手続の種類	申請（届出・通報）先	手続状況
1	土地所有者等の承諾書		
	一時占用許可申請 （河川敷を占用する場合）	河川事務所 建設事務所	
2	煙火の打ち上げ届 （打上げ煙火又は仕掛け煙火を 消費する場合）	警察署	
		消防署	
3	禁止行為の解除承認申請 （劇場等の舞台又は客席、スタ ジオ等で煙火を消費する場合）	消防署	
4	水路使用許可申請 （消費場所が河川等の場合）	警察署	
5	水域占用許可申請 係留施設使用許可申請等 （消費、荷役場所が海域の場合）	東京港管理事務所港務課 東京港管理事務所ふ頭運営課	
6	行事許可申請、危険物荷役許可 申請、危険物運搬許可申請、停 泊場所指定願（消費、荷役場所 等が海域の場合）	東京海上保安部航行安全課	
7	花火の打上げ許可申請・通報 （打上げ場所が航空機飛行に影 響のある地域の場合）	東京空港事務所 航空管制運航情報官 調布飛行場管理事務所	
8	火薬類運搬届 （薬量600kgを超える 煙火を陸上運搬するとき）	警察署	
9	その他の手続き （)		

※手続が必要ない場合は、手続状況欄に「該当なし」と記入すること。

10 煙火消費保安管理組織図



1 1 花火大会等連絡体制図



※ 許可申請に関する問い合わせ先

〒 _____ 住所 _____

名称 _____ 部署 _____ (担当者 _____)

電話 _____

携帯等 _____

1 2 煙火運搬経路

運搬経路 1 (運搬火薬量 k g)	運搬経路 2 (運搬火薬量 k g)

- * 貯蔵場所が2箇所以上ある場合は、それぞれの運搬経路を記入すること。
- * 書面のみでも経路を確認できる程度に、路線名、経由地、予定時刻を詳しく記載すること。
(高速道路を使用する場合は入口 IC 及び出口 IC を記載)
- * 途中で船に積み替える場合は、積替え場所を記載すること。
- * 地図上に運搬経路を表示する場合は「別紙地図のとおり」と記載し、地図を添付すること。
- * 2以上の都道府県にわたる場合は、各都道府県の主要な通過地点を必ず記載すること。

5 添付書類の様式例・記載例

1 警備計画書（様式例）

(1) 警備日時

令和 年 月 日 () 時 分 から

令和 年 月 日 () 時 分 まで

(立入禁止区域の解除は消費終了後、安全が確認された後とする。)

(2) 警備場所

別図（人員配置、立入禁止区域、保安距離、立入規制区域等）のとおり

(3) 警備人員

主催者 _____ 人

警備会社 _____ 人

_____ 人

_____ 人

_____ 人

(4) 警備方法

- ・交通規制を実施し、立入規制区域（立入規制区域を設けていない場合は立入禁止区域。以下同じ。）への車輛等の進入を禁止する。
- ・立入規制線の主要箇所に警備員を配置し、立入規制区域内に観客が立ち入らないよう警備する。
- ・煙火消費中は、煙火打揚従事者以外の者が立入禁止区域内に立ち入らないよう警備する。
- ・煙火準備作業中及び煙火消費終了後の安全確認中は、煙火打揚従事者及び都の確認を受けた関係者以外の者が立入禁止区域内に立ち入らないよう警備する。
- ・立入禁止区域及び立入規制区域（立入規制区域を設けている場合）の境界は「立入禁止」等の標識を付けたロープを張り、進入口には看板又は柵を設置する。

2 危険予防の方法（記載例）

記載例は想定できる危険予防の方法の一部を例示的に示したものです。申請にあたっては、「東京都における煙火消費に関する基準」に則り、花火大会等の規模、消費場所の状況に応じた独自の危険予防の方法を記載してください。

（1）煙火打揚従事者への危険予防の方法

煙火打揚従事者は、社団法人日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳を有する者とする。

煙火打揚従事者は、煙火準備作業中及び消費中は保安距離内で喫煙若しくは火気を取り扱わない。

煙火打揚従事者は、消費中はヘルメット等の保護具を着用する。

煙火消費場所と煙火打揚従事者の間の離隔距離を20m以上確保する。

点火場所は2mm厚の透明なポリカーボネート板で出入り口以外を囲む。

点火方法は電気点火とする。なお、雷により電気点火ができない場合は、導火線を用いた延時点火に切り替える。

（2）観客への危険予防の方法

立入禁止区域を設定するとともに、立入禁止区域内に観客が立ち入らないための防護柵を設ける。

煙火を運搬車両から荷卸してから消費終了後に安全が確認できるまでの間、立入禁止区域内に観客が立ち入らないように警備する。

（3）煙火消費の中断又は中止の判断基準

消費現場に風向風速計を設置して1時間ごとに大会本部に連絡することとし、地上で平均7m以上（10分間）の強風が吹いている場合は煙火消費を中断若しくは中止する。

雷探知機のアラームが鳴った場合は、落雷の恐れがあるため、煙火の準備作業及び消費を中断若しくは中止する。

（4）煙火消費の終了又は中止後の措置

煙火消費終了後、未着火煙火及び黒玉の探索が終了するまでの間は、立入規制区域への立入禁止措置を解除しない。また、黒玉については、翌早朝に再度探索を行う。

煙火資材の回収は未着火煙火の確認検査を終えた後に行う。

（5）河川敷で煙火を消費する場合の危険予防の方法

河川区域の降雨量及びダムの放水等の情報を逐次把握し、水位上昇により消費場所が冠水するおそれがある場合は煙火の準備作業及び消費を中断若しくは中止する。

（6）その他煙火消費の際に必要な危険予防の方法

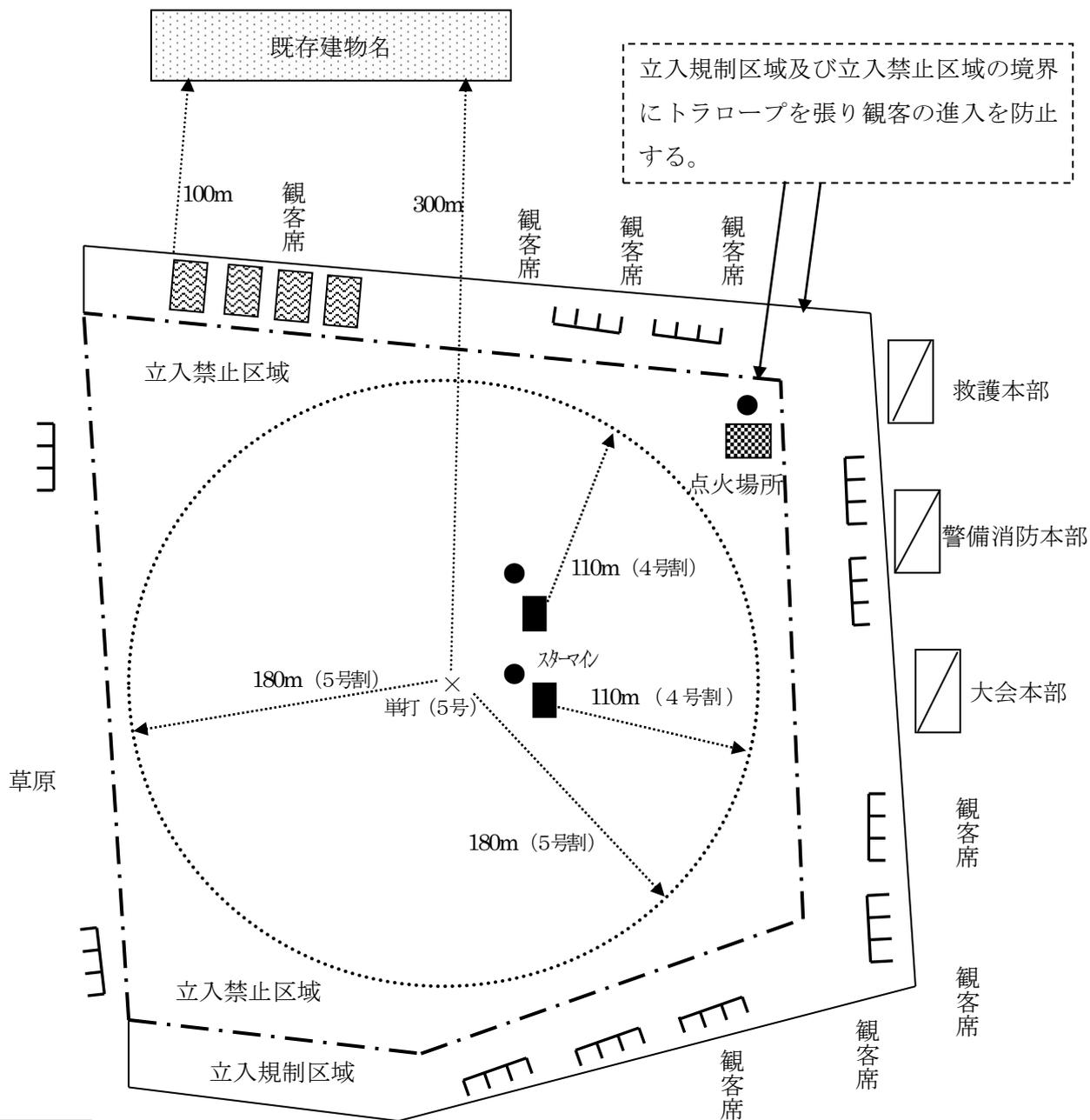
煙火の消費場所の付近に消火用具を備え初期消火体制を整える。

消費準備作業終了後に、点火母線、脚線及び電気導火線の全抵抗を測定し、実測値と計算値に10%以上の誤差がある場合は結線状況を再確認する。

打揚煙火は上空20m以上で星等が燃え尽きるように安全な高さで打ち揚げる。

雨により煙火が吸湿しないよう、荒天が予想される場合はバリアメタルシートで筒を保護する。（その他、火薬類取締法施行規則第56条の4に規定する「煙火消費の技術上の基準」のうち該当する基準について遵守する方法を具体的に記入する。）

3 消費場所付近の見取図（記載例）



立入規制区域及び立入禁止区域の境界にトラロープを張り観客の進入を防止する。

凡 例			
×	煙火打揚場所		各本部の位置
■	スターマイ揚場所		消防警察車両
○	保安距離線		警備員の配置場所
- · - · -	立入禁止線	●	消火器、水バケツ
—	立入規制線		

- ・ 図面は最新の住宅地図等を利用したもので作成してください。
- ・ 周辺の既存建物等を記載し、そこから打揚位置、立入禁止線までの距離を明示してください。
- ・ 立入規制（禁止）区域境界の防護方法を記載してください。
- ・ 煙火打揚従事者用の喫煙所を立入禁止区域内（保安距離外に限る。）に設置する場合は、位置を明示してください。

第 三 煙火消費における留意事項

1 気象状況等の把握

花火大会の煙火消費場所における気象状況等は大会の開催日の数日前から気象官署等の情報によって把握してください。

煙火消費の当日は、煙火の消費場所への搬入を完了した時点から、消費場所における気象の状況を計測し、記録を取ってください。消費場所の近辺に気象を常時監視できる施設がある場合には、その気象データを利用しても結構です。

特に気象情報のうち火災警報の発令状況や大雨・強風・雷等の注意報等の発令状況の情報をテレビ、ラジオ、インターネット情報等により、できる限りリアルタイムに入手するようにしてください。

また、河川敷で行う場合には、河川の水位情報や上流の降雨状況、ダムの放流情報などを各機関から入手してください。

入手した気象データが「煙火の消費の一時中断又は中止に関する基準」の中止判断基準を超える場合は、煙火の消費を中止してください。

2 電気点火の場合の留意事項

電気点火方式により煙火消費を行う際には、火薬類取締法施行規則第56条の4第5項に規定する電気点火の基準を遵守してください。また、「煙火の消費保安基準（社団法人日本煙火協会編）」に記載されている電気点火の技術基準を参考にしてください。

特に、雷雲が発生し、雷鳴が消費場所に近づいてきた場合には、電気点火に係る準備作業を中断するようにしてください。

3 煙火消費中の留意事項

煙火の消費は、火薬類取締法令の規定の遵守はもちろん、安全を最優先して実施ください。

(1) 警備

立入規制区域の設定と同時に、区域内への関係者以外の立入を禁止するための警備体制を敷いてください。（観客誘導等の警備ではありません。）

警備体制の解除は、煙火消費終了後に安全を確認（未着火煙火・黒玉探索作業を含む）し、監督官庁等と協議したうえで、立入禁止区域の解除とともに行ってください。

なお、河川敷での消費の場合は、保安距離が対岸に及ぶ場合があるため、このような場合は対岸の警備も徹底してください。

(2) 救護体制

煙火消費中は、救護本部を設け医師、看護師を配置し、応急手当医療品を配備してください。

(3) 防火体制

煙火消費に必要な場合を除き、煙火消費場所での火気の使用を禁止してください。あらかじめ煙火消費現場の必要な箇所には散水等の出火防止措置を講じてください。初期消火のための人員、消火資機材を必要箇所に配置してください。

(4) 連絡体制

主催者及び煙火打揚業者間、東京都、管轄警察署、管轄消防署、警備関係者、救護関係者等との連絡体制を確保し、指揮命令系統の一本化を図ってください。

天候の急変若しくは人身事故等で煙火の消費を中止する事態に至るときを想定し、緊急時に対処するための連絡網を整備してください。この緊急連絡網は大会本部に掲示してください。

天候不順等の理由により、花火大会の中止又は続行の判断を行う場合には、関係機関と十分協議して決定してください。

(5) 煙火打揚従事者の責務

煙火打揚従事者は、安全のためヘルメット等の保護具を着用してください。また、(社)日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳又は所定の講習受講証を携帯してください。

申請書記載の煙火打揚従事者名簿どおりの従事者が従事しているか、主催者は確認を行うとともに、万一変更があった場合には速やかに東京都に記載事項変更届を提出してください。

(6) 事故時の対応

煙火の消費に伴って火災や人身事故等が発生した場合には、事故等の状況に応じて次の措置を講じてください。

ア 消費の中断又は中止

イ 負傷者等の救護、消火活動等

ウ 現状保存（火薬類取締法第47条「現状変更の禁止」）

エ 管轄警察署への事故届の提出（火薬類取締法第46条「事故届等」）

オ 緊急時の連絡網による東京都をはじめ関係機関への通報並びに、東京都への事故届（別紙様式）の提出

カ 事故の再発防止のための措置

令和 年 月 日

東京都知事 殿

代表者 所在地

氏 名

事 故 届

- 1 発生日時
- 2 発生場所
- 3 事故の状況
- 4 被害内容
 - (1) 人的被害
 - (2) 物的被害
- 5 対応措置
- 6 原因
- 7 事故後の措置
- 8 今後の対策

第 四 参 考

1 東京都における煙火の消費に関する基準

15環改保第858号
平成16年3月12日
19環改保第844号
平成20年4月1日
22環改保第722号
平成23年3月1日
31環改保第922号
改正令和2年3月5日

1 目的

東京都内で安全かつ適正に煙火を消費するため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の法令、条例等に定めのあるもののほか、保安距離及び煙火消費の中止又は中断に係る基準等について定める。

2 基準の適用範囲

本基準は、東京都内において煙火を消費する場合で、煙火を消費現場に搬入した時点から、煙火消費後に消費場所の安全が確認できるまでの期間に適用する。

なお、本基準は、火薬類取締法施行規則第49条第4号及び第4の2号に定める無許可消費数量に該当する煙火を消費する場合にも適用があるものとする。

3 基準の遵守等

- (1) 主催者は、花火大会等の総責任者であることを自覚し、この基準に従って、主催者自らの責任において安全かつ適正に煙火の消費に関する行為を行う。
- (2) 煙火打揚業者は、煙火の打ち揚げの専門家として主催者に対し技術面からの助言を行うとともに、この基準に従って安全かつ適正に煙火の消費に関する行為を行う。
- (3) 東京都知事は、主催者及び煙火打揚業者に対し、この基準の遵守を指導する。

4 用語の説明

(1) 第一種地区

観賞用として煙火を消費する場合において、煙火の消費場所周辺に人家が密集し、極めて多数の観衆が予想される地区をいう。

(例) 隅田川花火大会の開催地

(2) 第二種地区

ア 観賞用として煙火を消費する場合において、消費場所周辺に人家が密集している地区又は多数の観衆が予想される地区をいう。

(例) 都内で開催される花火大会の大半の地区

イ 合図等信号用として煙火を消費する場合において、消費時に多数の観衆が予想される地区をいう。

(例) 合図雷打ち揚げ時に多数の観衆が予想される催事が行われる地区

(3) 第三種地区

第一種地区及び第二種地区のいずれにも該当しない地区をいう。

(4) 保安距離

火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第1号に規定する安全な距離をいう。

(5) 保安物件

火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第1号に規定する「通路、人の集合する場所、建物等」をいう（車両、鉄道及び船舶その他煙火消費に伴う危険から保護すべき物件を含む。）。ただし、煙火を消費するために不可欠な物件、消費者の管理下にあり保安上の支障がない軽微な物件は除く。

(6) 監督官庁等

東京都、警視庁、東京消防庁、管轄の海上保安部、消防団等の煙火の消費を監督する官庁等をいう。

(7) 立入禁止区域

煙火消費の安全を確保するために保安距離の外側に設定され、原則として煙火打揚従事者以外は立ち入りが禁止される区域（消費場所から遮蔽された安全な空間は除く。）をいう。

(8) 関係者

煙火打揚従事者名簿に記載された者、監督官庁等、主催者及び委託業者（警備や運営等の業務を主催者から委託された者）をいう。

(9) 球形の打揚煙火

ア ぽか物：煙火玉の形状が球形で、少量の割火薬を用いた重量の軽い打揚煙火をいう。（例）号砲、段雷、柳等

イ 割り物：煙火玉の形状が球形で、多量の割火薬を用いた重量の重い打揚煙火をいう。（例）菊、牡丹等

(10) 円筒形打揚煙火

煙火玉の形状が円筒形の打揚煙火をいう。

(11) 過早発

親みち（導火線をいう。以下同じ。）等に欠陥があること、親みちと玉皮との付け方が不完全であること、星が摩擦に弱い配合であること等が原因となって、煙火

玉が発射直後に開発することをいう。

(12) 低空開発

打ち揚げのための火薬が少ないこと、当該火薬の発射力が減じていること、煙火玉の外径が打揚筒の内径に比して小さいこと等が原因となって、打揚筒から打ち揚げられた後、煙火玉が地上に危険を及ぼす低い高度で開発することをいう。

(13) 黒玉

親みち又は煙火玉内部の着火不良等により、打ち揚がった後に開発せずに地上に落下した煙火玉の総称をいう。

(14) 筒ばね

煙火玉が何らかの原因により打揚筒から打ち揚がらず、当該打揚筒内で爆発し、当該打揚筒を破壊することをいう。

(15) 地上開発

打ち揚げた煙火玉が上空で開発せず、地上に落下し開発することをいう。

(16) 未着火煙火

速火線、導火線等の着火不良、電気点火の回路不良等により、打ち揚げのための火薬に着火せずに打揚筒内に残った煙火の総称をいう。

(17) 煙火資材

打揚筒、打揚筒の固定器材その他の煙火の消費用器材をいう。

(18) 地上開発煙火

煙火玉を地面又は水面に置いて開発させる仕掛煙火をいう。

(例) 孔雀

(19) 水中投げ込み煙火

噴出力の強い火薬を使い、水面上を走らせる仕掛煙火をいう。

(例) 金魚

(20) 小型煙火

がん具煙火状であるが薬量により火薬類取締法で規定するがん具煙火の範ちゅうに入らない煙火がある。また、このようながん具煙火状の煙火を多数束ねて、星・内筒・玉等を連続的に打ち揚げる煙火もある。その種類は多種多様であり、これらを総称して小型煙火という。

(例) 噴水、花束、トラ、乱玉、内筒打ち出し煙火、箱型煙火（紙筒を連結して連続的に発射する煙火で箱に収められているもの）

(21) 手筒煙火

手筒煙火とは、噴出火薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を吹き出させることにより消費する煙火をいう。

球状の打揚煙火玉に関する諸元等

玉の大きさ		総重量約(g)		含有火薬量約(g)		開かせる高さ約(m)	玉が開いた直径約(m)	打揚火薬量約(g)	打揚筒の内径約(cm)
号数	玉の外径約(cm)	割物	ぼん物	割物	ぼん物				
2.5号	6.9	120	80	40	25	80	50	20	7.6
3号	8.6	230	150	120	70	120	100	25	9.1
4号	11.5	550	260	350	130	150	120	50	12.1
5号	14.4	1,100	500	630	240	200	150	85	15.2
6号	17.3	1,800	900	1,100	450	220	180	120	18.2
7号	20.0	2,700	1,500	1,500	750	250	200	180	21.2
8号	23.0	4,000	2,400	2,600	1,200	280	250	230	24.2
10号	28.5	8,000	5,000	4,400	2,500	300	280	500	30.3
20号	58.0	60kg	—	35kg	—	450	450	4,000	60.6
30号	86.0	220kg	—	80kg以下	—	600	600	15kg	90.9
40号	114.0	420kg	—	80kg以下	—	750	750	30kg	121.0

(注) 表の数値は平均的なものであり、実際には、総重量・含有火薬量・開かせる高さ・玉が開いた直径・打揚火薬量は、玉の重量、玉の種類、打揚筒の長さ等により変わる。

出典：「煙火の消費保安基準(平成30年5月)」(社団法人日本煙火協会)

5 保安距離に関する基準

煙火の種類ごとに定めた下記の保安距離内に保安物件がある場合は、煙火の準備作業及び消費を禁止する。ただし、保安物件の権利者から煙火消費に関する同意が得られており、かつ、保安物件への防災措置及び立入禁止区域への侵入防止措置が担保され保安上支障がない場合、煙火の準備作業中に都の確認を受けた航路を船舶が航行する場合、その他都が保安上支障ないとして認めた場合はこの限りではない。

(1) 打揚煙火の保安距離

打揚煙火の種類に応じて、次の表1又は表2に掲げる保安距離を適用する。この場合において、消費場所の区分に応じ、適用すべき表1及び表2中の保安距離の欄の等級は、次のとおりとする。

ア 第一種地区

1級とする。ただし、煙火玉の種類を限定し、かつ、煙火玉に方向性を与えるため、縄、ひも等を付けることその他の保安上の措置をとる場合には、2級とする。

イ 第二種地区

2級とする。

ウ 第三種地区

表1にあつては3級、表2にあつては2級とする。

表1 球形打揚煙火の保安距離

球形打揚煙火		保安距離 (m)		
煙火玉の大きさ (球の直径)	種類	1 級	2 級	3 級
7.5 cm以下	ぽか物	100	40	25
	割り物	100	65	40
9.0 cm以下	ぽか物	100	65	40
	割り物	140	100	60
12.0 cm以下	ぽか物	110	75	45
	割り物	150	110	65
15.0 cm以下	ぽか物	150	130	100
	割り物	210	180	130
18.0 cm以下		220	190	130
24.0 cm以下		250	210	130
30.0 cm以下		290	240	150
45.0 cm以下		300	250	150
60.0 cm以下		400	300	200

表2 円筒形打揚煙火の保安距離

円筒形打揚煙火	保安距離 (m)	
	1 級	2 級
煙火玉の大きさ (円筒の直径)		
7.7cm (3インチ) 以下	125	85
10.2cm (4インチ) 以下	150	110
12.7cm (5インチ) 以下	175	135
15.3cm (6インチ) 以下	205	175

(2) 打揚煙火以外の煙火の保安距離

打揚煙火以外の煙火の保安距離は20mとする。ただし、次のア、イについては、各々の定めるところによる。

ア 観賞の用に供するための煙火

(ア) 地上開発煙火の保安距離については、開発半径に30mを加えた距離とする。

(イ) 小型煙火の保安距離については、表3のとおりとする。

(ウ) 手筒煙火の保安距離については、表4のとおりとする。

表3 小型煙火の保安距離

小型煙火の内容		取扱条件	保安距離
1 発射薬を使用しないもの	(1) 推進するもの (流星、ケーブル花火等)	観客の方向に推進させないこと	火の粉の飛散範囲の2倍とする。ただし、その距離が20mに満たない場合は20mとする。 斜め打ちする場合は、打ち出し方向について、斜め打ちしたことによる火の粉の水平到達距離を加算する。
	(2) 音・光を発するもの (爆竹、フラッシュ等)	—	
	(3) 回転するもの (車花火等)	円周方向を観客に向けないこと	
	(3) 噴出するもの (噴水等)	筒先を観客の方向に向けないこと 斜め打ちする場合は、防火対策を施すこと	
2 発射薬を使用するもの	(1) 球状・円筒形の星粒等を発射するもの	筒先を観客の方向に向けないこと 連続的に星粒等を発射するものは、地面に対して安全な角度を保持して筒を設置すること	火の粉の飛散範囲の2倍とする。ただし、その距離が40mに満たない場合は40mとする。
	(2) 球状・円筒形の煙火部品を発射し、上空で二次点火するもの	地面に垂直に設置すること	

表4 手筒煙火の保安距離

薬量（鉄粉を含む。）	筒相互間の距離	保安距離	取扱条件
600 g 未満	3 m	20 m	1 消費中は、原則移動禁止とする。 2 手筒煙火の吹き出し口及び筒底を観客に向けぬよう、手筒煙火を持つ姿勢には十分注意すること。
600 g 以上 1,200 g 未満		30 m	
1,200 g 以上 1,800 g 未満		40 m	
1,800 g 以上 3,000 g 未満	5 m	60 m	

イ 演出効果の用に供するための煙火

(ア) 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第23条第1項に規定する消防総監が指定する場所（以下「指定場所」という。）で消費する煙火の保安距離は、同条に基づき消防総監が定める基準に適合する距離とする。

(イ) 指定場所以外で消費する煙火の保安距離は、表3小型煙火の保安距離を適用する。

6 煙火の消費の中断又は中止に関する基準

煙火の準備作業中又は消費中において、次に掲げる基準に該当する場合は、煙火の準備作業又は消費を中断若しくは中止する。

(1) 煙火消費の基準等が守られない場合

ア 火薬類取締法第26条に基づく消費の技術上の基準（火薬類取締法施行規則第56条の4）が遵守されないとき。

イ 火薬類（煙火）消費許可申請書に記載した危険予防の方法が遵守されないとき。

ウ 煙火の準備作業中に、関係者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったとき（都の確認を受けた航路を船舶により航行する者を除く）。

ただし、立入禁止区域に立ち入ることができる主催者及び委託業者は以下の全てに該当する者に限ることとする。

(ア) 警備上若しくは運営上止むを得ない必要最低限の人数であること。

(イ) 腕章、服装等により外部から容易に識別できる者であること。

(ウ) ヘルメット等の保護具を着用しており煙火消費の内容、危険性を理解している者であること。

(エ) 消費許可が必要な煙火消費の場合は、立入者の名簿を事前に都に提出している者であること。

(オ) 消費許可が不要ない煙火消費の場合は、委託業者にあつては立入禁止区域への立入につ

いて主催者の承諾を得ている者であること。

エ 煙火の消費中に、煙火打揚従事者名簿に記載された者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったとき。ただし、事故等の緊急の場合に、監督官庁等及び主催者が立入禁止区域に立ち入る場合はこの限りではない。

オ その他、東京都知事が消費許可に当たり、当該消費場所に関して付した許可条件が守られないとき。

(2) 消費場所における天候上の原因により、危険な状況になるおそれがある場合

ア 強風が一定時間継続して吹き、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。

イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。

ウ 海上又は水上での消費において波高が著しく高く、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。

エ 火災警報が発令されたとき。

(3) 自然災害の発生のおそれがある場合

ア 河川の増水により消費場所が冠水するおそれがあるとき。

イ 地盤の異常により消費場所が危険な状況になるおそれがあるとき。

(4) 事故等の場合

ア 煙火の消費による人身事故等が発生したとき。

イ 過早発（低空開発を含む。）、黒玉等が連続して発生し、又は地上開発、筒ばねが発生することにより、安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。

ウ 煙火の消費により物が燃え、安全を確保することができない状況が発生し、煙火の消費の継続が困難になったとき。

エ 立入禁止区域外に煙火部品や火の粉が落下し、観客の安全を確保することができない状況になったとき。

(5) その他

(1)から(4)までに掲げるもののほか、災害が発生している場合で、公共の安全を確保するため、緊急措置が必要なとき。

7 煙火の消費の終了又は中止後の措置に関する基準

煙火の消費を終了した場合又は煙火の消費中において煙火の消費を中止した場合には、次に掲げる措置をとる。

(1) 煙火の消費終了後の措置

ア 煙火の消費終了後、安全な防護策等を講じた上で、速やかに未着火煙火及び黒玉の確認検

査並びに黒玉の回収を行い、その後、次の措置を行うこと。

(ア) 未着火煙火については、煙火打揚業者に他の正常な煙火と区別して製造工場等に持ち帰らせること。

(イ) 黒玉については、回収後速やかに水に浸す等の適切な措置を講じること。

(ウ) 未着火煙火及び黒玉の確認検査、黒玉の回収並びに(ア)及び(イ)の措置の結果を速やかに東京都に報告すること。

イ アの措置が終わるまでの間、関係者以外の者（都の確認を受けた航路を船舶により航行する者を除く）は立入禁止区域に立ち入らないこと。ただし、立入禁止区域に立ち入ることができる主催者及び委託業者は以下の全てに該当する者に限ることとする。

(ア) 警備上若しくは運営上止むを得ない必要最低限の人数であること。

(イ) 腕章、服装等により外部から容易に識別できる者であること。

(ウ) ヘルメット等の保護具を着用しており煙火消費の内容、危険性を理解している者であること。

(エ) 消費許可が必要な煙火消費の場合は、立入者の名簿を事前に都に提出している者であること。

(オ) 消費許可が不要な煙火消費の場合は、委託業者にあつては立入禁止区域への立入について主催者の承諾を得ている者であること。

ウ 煙火資材の回収については、未着火煙火の確認検査を行った後に実施すること。

エ アの規定にかかわらず、黒玉を消費日当日に回収できなかった場合には、当該黒玉の回収を当該消費日の翌朝にも改めて行い、黒玉を回収した場合は、速やかに東京都に報告すること。

(2) 煙火の消費を中止した場合の措置

ア 煙火の消費を中止したときには、未使用の煙火にあつては煙火及び煙火資材を回収した上で煙火打揚業者に火薬庫又は庫外貯蔵場所に持ち帰らせ、未着火煙火又は黒玉にあつては(1)の例により措置をとること。ただし、回収が不可能である等やむを得ない事由により、煙火を消費場所に存置する場合は、監督官庁等に通報した上、見張のための要員を付けて盗難防止、流出防止等に万全を期すとともに措置状況を速やかに東京都に報告すること。

イ 河川の増水等により消費場所が危険になるおそれが生じた場合において煙火の消費を中止したときは、アの規定にかかわらず、煙火打揚業者の安全を確保しながら、消費場所に存置された煙火及び煙火資材の早期回収に努めること。ただし、回収が不可能である等やむを得ない事由により煙火を消費場所に存置する場合は、監督官庁等に通報した上、安全が確保できる場所に見張のための要員を付けて盗難防止、流出防止等に万全を期すこと。

ウ イのただし書に規定する消費場所に存置された煙火については、当該消費場所の安全が確認された後、速やかにアに規定する措置をとること。

エ イに規定する場合において煙火の消費を中止したときで、万一煙火が河川等に流出したときには、監督官庁等に通報の上、回収に努めること。

オ イからエまでに規定する措置をとった場合には、速やかにこれらの措置状況を東京都に報告すること。

8 煙火の消費に関するその他の注意事項

(1) 禁止事項等

- ア 打揚煙火の斜め打ちは禁止する。ただし、保安のために止むを得ないと都が判断した場合を除く。
- イ 水中投げ込み煙火は禁止する。
- ウ 煙火の重ね玉は3号玉と4号玉との重ね玉までとし、上玉には黒玉防止措置を施すこと。
- エ 打揚筒1筒には、煙火玉2個以下とする。
- オ 煙火の準備作業中から終了後の措置が終わるまでの間は、保安距離内での喫煙及び火気（点火用の火種を除く。）の使用を禁止する。ただし、火気の使用にあつては、煙火に着火する恐れがないと都が判断した場合を除く。
- カ 煙火の準備作業中から終了後の措置が終わるまでの間は、保安距離内での無人航空機の飛行を禁止する。

(2) 申請者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- ア 消費許可申請者は、申請書中の危険予防の方法の欄に、煙火打揚従事者及び観客への危険予防の方法、煙火消費の中断又は中止の判断基準、煙火の消費の終了又は中止後の措置、河川敷で煙火を消費する場合の危険予防の方法、その他煙火消費の際に必要な危険予防の方法を記載すること。
- イ 消費許可申請者は、煙火消費に関係する者（煙火打揚業者を含む。）に安全教育を実施するとともに、アに掲げる事項を周知すること。
- ウ 煙火の消費終了後、消費許可申請者は、煙火消費報告書を東京都知事に提出すること。

附則（令和2年3月5日31環改保第922号）

- 1 この基準は令和2年5月1日から実施する。
- 2 令和2年4月30日までに許可申請された煙火消費については、改正後の基準にかかわらず従前の基準により消費することができる。

2 東京都における煙火の消費に関する基準の解説

1 目的

東京都内で安全かつ適正に煙火を消費するため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の法令、条例等に定めのあるもののほか、保安距離及び煙火消費の中止又は中断に係る基準等について定める。

(解説)

本基準は、法令、条例等で具体的に定められていない事項について、判断基準を明確にするために策定したものである。

煙火の消費に伴う事故を未然に防止し、花火大会等を安全に開催するため、保安距離に関する基準、煙火消費の中断又は中止に関する基準、煙火の消費の終了又は中止後の措置に関する基準、その他必要な事項について示している。

2 基準の適用範囲

本基準は、東京都内において煙火を消費する場合で、煙火を消費現場に搬入した時点から、煙火消費後に消費場所の安全が確認できるまでの期間に適用する。

なお、本基準は、火薬類取締法施行規則第49条第4号及び第4の2号に定める無許可消費数量に該当する煙火を消費する場合にも適用があるものとする。

(解説)

煙火消費中の危険はもちろんのことであるが、煙火の準備作業中や煙火消費後にも事故が発生するおそれがあることから、一連の行程を全て本基準の範囲に含めた。

また、無許可で煙火を消費できる場合も、同様な危険があることには変わらないため、本基準を適用することとした。

3 基準の遵守等

- (1) 主催者は、花火大会等の総責任者であることを自覚し、この基準に従って、主催者自らの責任において安全かつ適正に煙火の消費に関する行為を行う。
- (2) 煙火打揚業者は、煙火の打ち揚げの専門家として主催者に対し技術面からの助言を行うとともに、この基準に従って安全かつ適正に煙火の消費に関する行為を行う。
- (3) 東京都知事は、主催者及び煙火打揚業者に対し、この基準の遵守を指導する。

(解説)

主催者、煙火打揚業者及び東京都知事の一般的な責務を規定した。

多くの花火大会では、実質的に大会を主催する者と煙火打揚を行う者が異なっており、大半

は主催者が花火大会の運営権限を有し実施主体となる。このため、本基準を遵守して、安全かつ適正に煙火を消費するとともに、中止又は中断に関する基準に至った場合は、主催者自らの主体的責任において消費を中止又は中断する責を負うことを明確にしたものである。

煙火打揚業者は、安全かつ適正に煙火を消費するとともに、事故等不測の事態が発生した場合は、専門的立場から、主催者に技術的な助言を行なう立場にあることを示したものである。

5 保安距離に関する基準

煙火の種類ごとに定めた下記の保安距離内に保安物件がある場合は、煙火の準備作業及び消費を禁止する。ただし、保安物件の権利者から煙火消費に関する同意が得られており、かつ、保安物件への防災措置及び立入禁止区域への侵入防止措置が担保され保安上支障がない場合、煙火の準備作業中に都の確認を受けた航路を船舶が航行する場合、その他都が保安上支障ないとして認めた場合はこの限りではない。

(解説)

火薬類取締法に定める消費の技術上の基準では、「打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類および重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること」とされている。このため、原則として、保安距離内に保安物件がある場合は、保安物件に危険が及ぶおそれがあることから煙火の準備作業及び消費はできない。

- ① 防災措置や立入禁止区域への侵入防止措置が講じられており、危険を確実に回避できる保安物件の場合は、保安上支障ないと考えられるため適用を除外している。なお、煙火消費場所から遮蔽された安全な空間*は保安距離内であっても立入禁止区域に含まないこととしており、当該空間への侵入防止対策は必ずしも必要ない。

【* 安全な空間】

- ・ 競技場などの屋根上で小型煙火を消費する場合に、強固な屋根で物理的に遮蔽された屋根の下の空間は安全な空間として認められる。
- ・ 倉庫などの屋上で小型煙火を消費する場合に、鉄筋コンクリート等の強固な壁で物理的に遮蔽された倉庫の中の空間（開口部がないこと。）は安全な空間として認められる。
- ・ 打揚煙火については威力が大きく、万が一の事故の際に安全に遮蔽することが難しいため、安全な空間として認められる事例は想定していない。

- ② 人が生活している住宅やマンション等は、立入禁止措置を担保することが難しいと考えられることから、通常は適用除外の対象とはならない。

- ③ 煙火の準備作業中に、都の確認を受けた規制された航路を船舶が通過する場合も保安上の問題は生じないことから適用を除外している。ただし、通過（航行）にあたっては、港則法により別途、東京海上保安部の許可が必要となる場合（消費場所が海域の場合）があるので注意すること。
- ④ その他、通常想定できないような場合で、都が保安上支障ないとして認めた場合も適用も除外できることとした。

本基準では、「通路、人の集合する場所、建物等」を総称して保安物件、「保安物件に対してとらなければならない安全な距離」を保安距離と定義しており、具体的な保安物件としては、道路、建物、車両、鉄道、船舶、その他煙火消費に伴い発生する危険から保護すべき物が考えられる。ただし、クレーン車や資材運搬トラックなど煙火を消費するために不可欠な物件、消費者（通常は主催者）の管理下にある小型の音響機器や演出機器などで保安上の支障がない軽微な物件は保安物件から除外している。

(1) 打揚煙火の保安距離

(解説)

打揚実験の結果等から保安物件に対してとるべき打揚煙火の保安距離を種類及び消費場所の区分に応じて表1又は表2のとおり定めた。なお、打揚煙火を連続的に打ち揚げるスターマインについても、本表の保安距離を適用する。

第一種地区における保安距離については、煙火玉の種類を火切れの良いもの等に限定するとともに、煙火玉に方向性を与えるために縄やひも等を付けるなどの保安上の措置をとった場合に限り2級の保安距離を適用することとした。

合図等信号用として打揚煙火を消費する場合は、催事に多数の観客が来場した後に消費する場合は第二種地区、来場する前に消費する場合など多数の観客が予想されない場合は第三種地区を適用することとした。

(2) 打揚煙火以外の煙火の保安距離

打揚煙火以外の煙火の保安距離は20mとする。ただし、次のア、イについては、各々の定めるところによる。

(解説)

打揚煙火以外の煙火（枠仕掛、綱仕掛等）を消費する場合に、保安物件に対してとるべき保安距離を20mとしたものである。

ただし、地上開発煙火、小型煙火、手筒煙火、演出効果用煙火については、それぞれの煙火の特性により火の粉の飛散する範囲が異なることから、別に定める保安距離とした。

ア 観賞の用に供するための煙火

(イ) 小型煙火の保安距離

(解説)

① 保安距離の考え方

近年、花火大会で小型煙火が大量に消費されるようになった。また、大型化したものが出現し、火の粉の飛散範囲が高さ100m、横幅40mにも及ぶ小型煙火が出現している。

このため、打揚煙火以外の煙火の保安距離である20mの基準だけで対処することが困難であることから、小型煙火の保安距離基準を規定した。

小型煙火は多種多様であるため、それぞれの煙火の打揚実験の結果から保安距離を定めることは事実上不可能である。

打揚実験の結果で保安距離を定めた打揚煙火の保安距離は、おおむね開発半径（火の粉の飛散範囲）の2倍となっており、この距離を確保すれば安全が確保できると考えられることから、小型煙火の保安距離についても「火の粉の飛散範囲の2倍の距離」を確保することとした。

また、「火の粉の飛散範囲の2倍の距離」に係わらず最低20mの保安距離を確保することとしているが、煙火部品を発射して上空で二次点火するものは火の粉が広範囲に飛散することから最低40mを確保することとした。

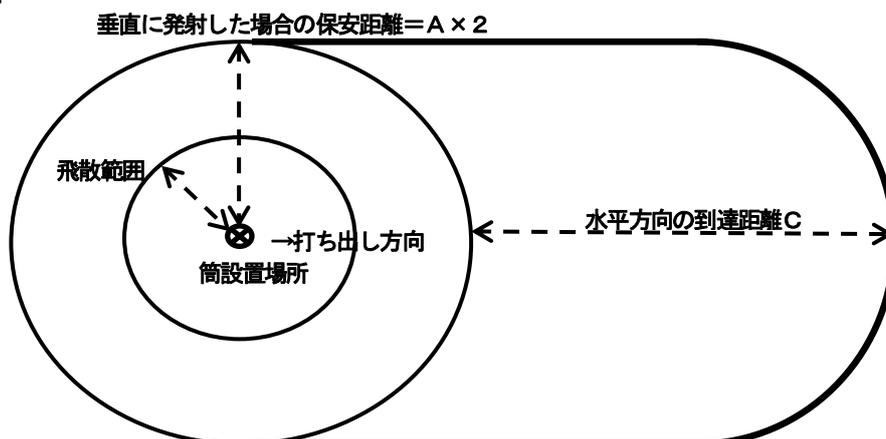
② 斜め打ちする場合の保安距離

通常の保安距離に加えて、打ち出し方向については水平方向への火の粉の到達距離を加算することとした。なお、水平方向への到達距離については、立面図のように計算上の近似距離として差し支えない。

- (計算事例) A 地面に垂直に設置した場合の火の粉の平面飛散範囲 15m
B 上空への火の粉の到達距離 80m
C 筒を30度傾けたとき（地面に対して60度）の水平方向への到達距離
40m (B/2)

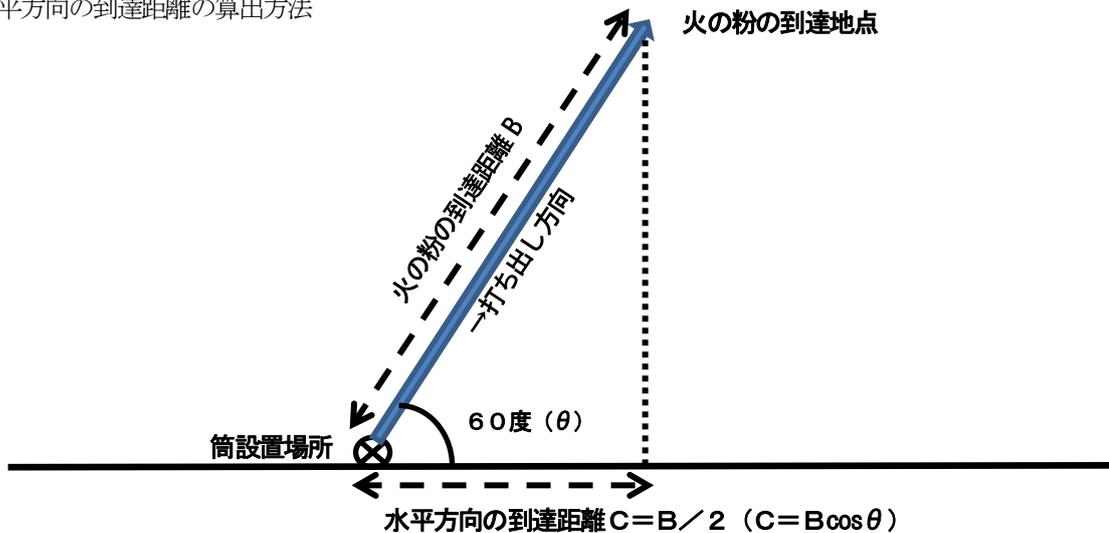
打ち出し方向の保安距離 $A \times 2 \text{倍} + C = 70 \text{m}$

【平面図】



【立面図】

水平方向の到達距離の算出方法



③ 斜め打ちする場合の取扱条件

- ・ 噴出する小型煙火（噴水など）

噴出した火の粉が地上に落下する恐れがあるため、周辺に防火対策を施すことを条件としている。

- ・ 星粒等を単発で発射する小型煙火（トラなど）

観客席方向に筒を向けない場合は斜め打ちを認めているが、発射の反動により筒が倒れる危険性があるため、通常より強固に筒を固定しなければならない。なお、結束バンドや布テープ等により筒を枠に固定する場合は、消費時に結束バンド等がゆるまないよう二重にしたり、布テープの密着性を確認するなど、事前の実証試験等を行い安全な固定方法を十分検討しておく必要がある。

- ・ 連続的に星を打ち揚げる小型煙火（乱玉など）

発射の反動により筒が倒れる危険性が特に高いため、打ち出し角は固定方法に応じた適正な角度（地面に対して概ね30度～50度以上）を保持することを条件としている

- ・ 内筒等を発射し上空で二次点火する小型煙火

煙火部品や火の粉が広範囲に飛散し、落下する危険性があることから斜め打ちを認めていない。なお、内筒型の箱型煙火を消費する場合は、箱を地面に垂直に設置しても、内部の紙筒が斜めになっていることがあるので注意が必要である。

- ### ④ 保安距離を明確にするため、火薬類（煙火）消費許可申請にあたっては、小型煙火の火の粉の飛散範囲を明示した図面、筒の固定方法の詳細を示した図面を添付する必要がある。

(ウ) 手筒煙火の保安距離

(解説)

手筒煙火については平成19年3月に、火薬類取締法施行規則第56条の4第6項に消費の技術基準が定められた。この基準では「手筒煙火の消費場所は、当該手筒煙火に詰められた黒色火薬の重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物に対して安全な距離をとること。」と規定された。

そこで、手筒煙火の保安距離を定めることとした。

手筒煙火の保安距離について、近県や手筒煙火の盛んな愛知県、静岡県の制定状況を参考とし、また、社団法人日本煙火協会の意見も取り入れて、表4のとおり保安距離を定めた。

なお、3,000g（5斤）以上の大型の手筒煙火は、事故事例が多いこと、いったん事故が発生した場合大きな事故となることから、大型の手筒煙火の安全性が確保できるようになるまでの間、東京都においては、消費許可をしないこととした。

イ 演出効果の用に供するための煙火

(解説)

火災予防条例第23条第1項の規定により、指定場所（観覧場の舞台及び客席、テレビスタジオの撮影セットを設ける部分など）で裸火を使用してはならない。ただし、消防署長が、消防総監が定める基準に適合していると認めた場合は例外的に使用できることとしている。

このため、同条例との整合を図るため、指定場所で演出効果用の煙火を消費する場合の保安距離は、消防総監が定める基準に適合する距離とした。

演出効果用の煙火は観賞用の小型煙火と同じ性状のものが使用されるため、指定場所以外で演出効果用の煙火を消費する場合は、観賞用の小型煙火と同様の距離を確保することとした。

なお、火薬類取締法施行規則第49条第1項第4の2号に、演出効果のために無許可で煙火を消費できる1日当たりの数量が規定されており、この数量を超えて煙火を消費する場合は消費許可が必要となるので注意すること。また、演出効果用として打揚煙火を消費する場合は、数量にかかわらず消費許可が必要となる。

6 煙火の消費の中断又は中止に関する基準

煙火の準備作業中又は消費中において、「煙火の消費の中断又は中止に関する基準」に該当する危険な状況に陥った場合には、消費者が自主的に煙火の準備作業又は消費を中断又は中止することが原則である。

なお、火薬類取締法第26条に基づく消費の技術上の基準に従わないで煙火を消費し、公共の安全に支障を及ぼすおそれが生じた場合は、都知事が消費許可の取消しを行うこととなる。また、法60条第1号又は第62条の規定により消費者に30万円以下の罰金が課せられる場合がある。

(1) 煙火の消費基準等が守られない場合

ア 火薬類取締法第26条に基づく消費の技術上の基準（火薬類取締法施行規則第56条の4）が遵守されないとき。

(解説)

火薬類取締法第26条に基づく消費の技術上の基準（火薬類取締法施行規則第56条の4）が守られない場合は、中断又は中止することについて定めたものである。

なお、球状の煙火を打ち揚げる場合は、打ち揚げる煙火玉の直径により離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から煙火打揚従事者までの距離）、防護措置及び安全対策が定められている。（社）日本煙火協会がそれぞれの離隔距離に応じて取るべき具体的な防護措置及び安全対策を、実験結果を基にして下表のとおり例示している。

球状の煙火 玉の直径	打揚筒からの距離 (m)			
	5m 未満	5m 以上 10m 未満	10m 以上 20m 未満	20m 以上
3cm 超 15cm 以下	2mm 厚ポ リカ又は畳床	ヘルメット着用等	ヘルメット着用等	その他の安全対策
21cm 以下	4mm 厚ポ リカ又は畳床	2mm 厚ポ リカ又は畳床		
24cm 以下	28mm 厚ポ リカ又は畳床 7 枚 又 は 鋼 板 8.1mm(注)	4mm 厚ポ リカ又は畳床	2mm 厚ポ リカ又は畳床	
30cm 以下	打揚不可	8mm 厚ポ リカ又は畳床 2 枚又は鋼板 2.3mm	5.9mm厚ポ リカ又は畳床 2 枚又は鋼板 1.7mm	
60cm 以下		打揚不可	16mm 厚ポ リカ又は畳床 4 枚又は鋼板 4.6mm	
60cm 超			打揚不可	

(注) 防護材を組み合わせて防護材同士の角度を 45 度に設置する場合は、20mm 厚ポ リカ又は畳床 5 枚又は鋼板 5.8mm で可

イ 火薬類（煙火）消費許可申請書に記載した危険予防の方法が遵守されないとき。

(解説)

火薬類取締法第25条第1項の規定による消費許可を受ける際は、消費許可申請書に「危険予防の方法」を記載しなければならない。

この危険予防の方法は、煙火を安全に消費するための核心をなす部分であり、この方法が守られない場合には、煙火の消費を中断中止することについて定めたものである。

ウ 煙火の準備作業中に、関係者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったとき（都の確認を受けた航路を船舶により航行する者を除く）。

ただし、立入禁止区域に立ち入ることができる主催者及び委託業者は以下の全てに該当する者に限ることとする。

(ア) 警備上若しくは運営上止むを得ない必要最低限の人数であること。

(イ) 腕章、服装等により外部から容易に識別できる者であること。

(ウ) ヘルメット等の保護具を着用しており煙火消費の内容、危険性を理解している者であること。

(エ) 消費許可が必要な煙火消費の場合は、立入者の名簿を事前に都に提出している者であること。

(オ) 消費許可が不要な煙火消費の場合は、委託業者にあつては立入禁止区域への立入について主催者の承諾を得ている者であること。

(解説)

煙火の準備作業中に、立入禁止区域内に関係者以外の者が立ち入った場合は、煙火の消費を中断又は中止することについて定めたものである。

立入禁止区域とは、保安距離（通路、人の集合する場所、建物等に対し安全を確保するために必要な距離）の外側に設定される区域のことで、通路や建物等現地の実態にあわせて設定される。この立入禁止区域は、災害発生防止の観点から設定されているため、消費者は、原則として立入禁止区域内に立ち入る者を煙火打揚従事者に限定するとともに、立ち入る者の氏名や所属を常に把握するなど、煙火打揚従事者以外の者が立入禁止区域内に立ち入らないよう監視を厳重に行う必要がある。

ただし、準備作業中は消費中に比べ比較的危険が少なく、煙火設置場所や消費時間、煙火消費に伴う危険性等について一定の知識のある者が立入禁止区域内に立ち入っても事故を起こすことは通常考えられないことから、関係者については、警備上若しくは運営上止むを得ない場合に限り立ち入りできる者の条件を明確にした上で立ち入ることを認めている。

なお、渋滞を避けるため等の理由により、煙火を積載した車両が立入禁止区域の警戒を始める前に消費現場に到着することがある。このような場合は、煙火を車両に積載した状態で現場に待機することも止むを得ない。煙火の荷卸し作業は消費準備作業に該当するため、立入禁止区域の警戒を開始した後に始めること。

エ 煙火の消費中に、煙火打揚従事者名簿に記載された者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったとき。ただし、事故等の緊急の場合に、監督官庁等及び主催者が立入禁止区域に立ち入る場合はこの限りではない。

(解説)

火薬類取締法施行規則第56条の4の規定により、「煙火の消費に際しては、あらかじめ定め

られた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。」とされている。

煙火の消費中に煙火打揚従事者以外のものが立入禁止区域に立ち入ることは極めて危険であることから、事故等の緊急の場合を除き立入を禁止したものである。なお、事故等の緊急の場合であっても、消費を中断して立ち入ることが原則である。

オ その他、東京都知事が消費許可に当たり、当該消費場所に関して付した許可条件が守られないとき。

(解説)

火薬類取締法第25条第1項の規定による許可を受ける際に消費許可証に都知事が許可条件を付した場合に、この許可条件が守られないときは、煙火の消費を中断又は中止することについて定めたものである。

(2) 消費場所における天候上の原因により危険な状況になるおそれがある場合

(解説)

煙火の消費者は、煙火消費場所における消費の時間帯（煙火の搬入から立入禁止区域を解除するまで）の気象情報を常に把握し、安全な煙火消費が懸念される気象状況に至ったとき又は予測情報が悪化傾向にあるときは、自主的に煙火の消費を中止することが必要である。

また、消費者は、消費場所の選定に当たり土地の状況等を十分に把握して、災害発生のおそれのない場所を選定するとともに、消費当日においては災害発生防止のため、早めに判断することが必要である。

近年、ゲリラ豪雨等の急な天候急変により、早めに中止を判断することが難しい場合がある。多数の観客が集まる花火大会では、立地的に避難経路が限られると避難に相当の時間を要するので、このような場合の対応についても十分に検討しておく必要がある。

ア 強風が一定時間継続して吹き、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。

(解説)

煙火の消費場所を含む地域に暴風警報が発令されているとき、または、煙火の消費場所において地上風速7メートル以上の強風が10分以上継続して吹くことによって安全な消費が行われないおそれがあるときは、煙火の消費を中断又は中止することについて定めたものである。

① 強風の場合には、安全な煙火消費を行うことが困難であることが想定されることから、

本条を規定した。

- ② 火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第2号に、煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険な状況になるおそれのある場合には、煙火の消費を中止することが規定されている。
- ③ 「強風」とは、常識的な意味の強風であって、一般には概ね樹木の大枝が動き又は市街地にある電線等がヒュー、ヒューとなる程度の風即ち風速10メートル以上の場合で、このような場合には、煙火の消費を中止しなければならない。
しかし、過去に東京都が実施した煙火の打揚実験結果から、地上風速が7メートル以上の場合には、概ね煙火の開発高において10メートル以上の風速が計測されていることから、地上風速7メートルが計測される場合を中断又は中止の判断基準とした。
- ④ 「一定時間」とは10分間とした。これは、気象庁が10分間平均風速を風速としているからである。
- ⑤ 消費者が設置する風向・風速計の位置は原則として、消費場所の近辺で建物等の影響を受けない位置とする。
- ⑥ 情報の入手先としては、例えば、気象庁（リアルタイム情報）、NHK気象情報、日本気象協会等が提供する気象情報などがある。

イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。

(解説)

煙火の消費場所を含む地域に大雨警報若しくは洪水警報が発令されているとき、大雨注意報若しくは雷注意報が発令されており安全な消費が行われないおそれがあると認められるときは、煙火の消費を中断又は中止することを定めたものである。

また、消費場所において落雷のおそれがあって安全な消費が行われないおそれがあると認められるときも、煙火の消費を中断又は中止することについて定めたものである。

- ① 雨、落雷の場合に保安上支障が生じ、安全な消費が行われないおそれがある場合が想定されることから、大雨、洪水警報が発令された場合は、煙火消費の中断又は中止をしなければならないとした。また、大雨等の注意報が発令されている場合で、大雨等により、消費の準備作業時や消費時において、発射薬や導火線の吸湿（吸水）等により安全な消費が困難となることが予想されることから本条を規定した。
- ② 雷注意報が発令されているときや消費場所付近で落雷のおそれがあるときには、打ち揚げの準備作業、特に電気点火の結線作業等は中断しなければならない。火薬類取締法施行規則第51条第11号には、「落雷の危険があるときは、電気雷管又は電気導火線に係る作

業を中止する等の適切な措置を講ずること。」と規定されている。

- ③ 消費者は、電気点火による煙火の消費を行う際には、気象官署等が提供する雷観測情報をリアルタイムに把握することとするほか、現地ではラジオ等を用いて雷の発生情報入手することとする。
- ④ 情報の入手先としては、例えば、気象庁（リアルタイム情報）、NHK気象情報、日本気象協会等が提供する気象情報などがある。

ウ 海上又は水上での消費において波高が著しく高く、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。

(解説)

海上又は水上で台船上に煙火筒等を設置して煙火を打ち揚げる場合は、波高が1.5メートル以上であるときには、打揚筒が大きく傾斜して打揚方向が変わり安全な打ち揚げが行われないうおそれがあることから、煙火の消費を中断又は中止することについて定めたものである。

海上又は水上で台船等に打揚筒を固定して煙火の消費を行う場合、強風による波浪や護岸等からの反射波等によって、台船が揺動し、そのために筒が大きく傾斜して打揚方向が変わるなどの状況が推測されるとき、又は消費中にそのような状況に立ち至ったときには、安全な打ち揚げが困難となるおそれが予測されることから本条を規定した。

エ 火災警報が発令されたとき。

(解説)

消費場所を含む地域で、火災警報が発令されたときは、煙火の消費を中止することについて定めたものである。

- ① 消防法（昭和23年法律第186号）第22条第4項及び当条文を受けて規定された東京都火災予防条例第29条第2号等により、火災警報が発令された場合には、煙火の消費を中止することとされている。
- ② 情報の入手先としては、例えば、NHK等(気象情報)、各消防署・区市町村役場などがある。

(3) 自然災害の発生のおそれがある場合

(解説)

煙火の消費者は、煙火消費の地点における消費の時間帯（煙火の搬入から立入禁止区域の解除まで）に花火大会の実施が危ぶまれる気象状況に至ったとき又は予測情報が悪化傾向にあるときは、自主的に煙火の消費を中止することが必要である。

また、消費者は、消費場所の選定に当たり土地の状況等を十分に把握して、災害発生のおそ

れない場所を選定するとともに、消費当日においては災害発生防止のため、早めに判断することが必要である。

ア 河川の増水により消費場所が冠水するおそれがあるとき。

(解説)

河川敷等を利用して煙火を消費する場合で、上流地域において大雨警報若しくは洪水警報が発令されているとき又は相当量の降雨、ダムの放水等によって、河川が増水し、消費場所が冠水するおそれがあるときは、煙火の消費を中断又は中止することについて定めたものである。

- ① 消費の当日、上流地域において大雨警報若しくは洪水警報が発令されたとき、又は相当量の降雨やダムの放水等によって河川が増水し、消費場所や観客場所が冠水するおそれが生じたときには、安全な煙火消費が困難となるおそれが予測されることから本条を定めた。
- ② 河川敷等を利用して消費を行う場合には、消費者はあらかじめ過去の状況等をでき得る限り収集して、消費場所としての立地選定が適切か否かを判断するとともに、消費当日の数日前から当該消費場所を含む地域及び河川の上流地域における気象状況について必要な情報を収集しておくこととする。
- ③ 大雨警報等の気象情報及び河川水位等の情報については、消費者自らの責任で、消費場所における河川の水位を常時計測するとともに、河川管理者等が提供する上流地域の水位計測地点における水位情報及びダム放流地点における放流状況等の情報をでき得る限りリアルタイムに把握し、煙火消費の中断・中止の判断に資することとする。

イ 地盤の異常により消費場所が危険な状況になるおそれがあるとき。

(解説)

山間部、傾斜地等において煙火を消費する場合で、煙火の固定場所の地盤の軟弱化等により安全な打揚筒の固定が困難なときは、煙火の消費者が煙火の消費を中断又は中止することについて定めたものである。

(4) 事故等の場合

ア 煙火の消費による人身事故等が発生したとき。

(解説)

煙火の消費に起因して人身事故等が発生したときは、煙火の消費を中断又は中止することについて定めたものである。

打揚筒の傾倒、筒ばね、強風等によって打揚従事者及び観客等に人身事故等が発生した場合には、煙火の消費を中断・中止することとする。

イ 過早発（低空開発を含む。）、黒玉等が連続して発生し、又は地上開発、筒ばねが発生することにより、安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。

(解説)

過早発（低空開発を含む。）、黒玉等が連続して発生し、又は地上開発、筒ばねが発生したすることにより、安全な煙火の消費の継続が困難になったときは、煙火の消費を中断又は中止することについて定めたものである。

このような場合には、消費者はいったん煙火の消費を中断して原因等の究明を行わなければならない。打揚業者による安全な消費の実施が可能であることの確証が得られない場合には、その煙火の消費を中止することとする。

なお、これらの異常事象は、煙火玉の親みちの不具合によって生じることが原因の一つであることから、製造時、運搬時及び打揚筒への装填時に親みちの状況をチェックするとともに損傷しないように扱うことが重要である。

ウ 煙火の消費により物が燃え、安全を確保することができない状況が発生し、煙火の消費の継続が困難になったとき。

(解説)

煙火の消費に伴い火の粉が枯れ木、枯れ草若しくは煙火資材等の可燃物に燃え移り、安全な消費の実施が可能であることの確証が得られない場合には、延焼を防止するため、消費者は煙火の消費を速やかに中断又は中止し消火を行う必要がある。なお、暴発等による二次被害のおそれがあるため、煙火打揚従事者が消火活動を行う場合は、現場付近の安全を確認した後に行動することが原則である。

ただし、ナイアガラのような仕掛花火で、煙火打揚従事者が付近に待機し枯れ草等を直ちに消火することが可能な場合は、必ずしも煙火の消費を中断する必要はない。

エ 立入禁止区域外に煙火部品や火の粉が落下し、観客の安全を確保することができない状況になったとき。

(解説)

煙火消費時、風下の観客席に玉殻・パイプ・燃え殻等の煙火の構成部品が落ちることがある。観客は上空を見上げているため、このような場合は煙火部品が顔に落ちて怪我をする恐れがある。特に内筒を発射し上空で二次開発する小型煙火は、内筒の構成部品が遠くまで飛散して観客が思わぬ怪我をする場合があるので注意しなければならない。

このため、中止中断の基準には達しないものの比較的強い風が吹き、立入禁止区域外に煙火

部品が落下して観客の安全が確保できない場合は、煙火の消費を中止又は中断する必要がある。

また、風下となる観客席に多量の玉殻が落下する恐れがある場合は、観客へのパンフレット配布や場内アナウンス（眼鏡やゴーグルの着用など）により、事故防止のための注意喚起をすることが重要である。

同様に火切れの悪い煙火の火の粉が立入禁止区域外に落下することがある。このような場合は観客が火傷する恐れがあるため、煙火の消費を中止又は中断する必要がある。

(5) その他

(1)から(4)までに掲げるもののほか、災害が発生している場合で、公共の安全を確保するため、緊急措置が必要なとき。

(解説)

(1)から(4)までに掲げるもののほか、災害が発生している場合で、公共の安全を確保するため、緊急の措置をとる必要があると認めるときは、煙火の消費の中断又は中止を行うことについて定めたものである。

7 煙火の消費の終了又は中止後の措置に関する基準

煙火の消費を終了した場合又は煙火の消費中において煙火の消費を中止した場合には、次に掲げる措置をとる。

(1) 煙火の消費終了後の措置

ア 煙火の打揚終了後、安全な防護策等を講じた上で、速やかに未着火煙火及び黒玉の確認検査並びに黒玉の回収を行い、その後、次の措置を行うこと。

(ア) 未着火煙火については、煙火打揚業者に他の正常な煙火と区別して製造工場等に持ち帰らせること。

(イ) 黒玉については、回収後速やかに水に浸す等の適切な措置を講じること。

(ウ) 未着火煙火及び黒玉の確認検査、黒玉の回収並びに(ア)及び(イ)の措置の結果を速やかに東京都に報告すること。

(解説)

未着火煙火及び黒玉による危険の発生を回避するために、煙火の終了又は中止後の措置に関する基準を定めた。

① 打ち揚げた煙火が上空で開かず、地上に落下した煙火玉をその形状から黒玉という。この黒玉を観客等が拾い遊んでいるうちに爆発し事故を引き起こす事例が少なからずあることから、煙火の消費者の責務として黒玉の回収に努力する義務があることを本条に規定した。このため、煙火の消費者は、煙火打揚業者に指示して、煙火打揚終了後、安全な防護

策等を講じた上で直ちに打揚現場付近の黒玉等の落下物を回収すること。

- ② 「安全な防護策等を講じた上」とは、未着火煙火が発生しその打揚筒付近に残り火等がある場合、突然打ち揚がる恐れもあるため、火止め等の対策を講じるとともに、打揚筒内に多量の水を入れて十分安全な状態にして煙火を取り出すなどの措置を講じることをいう。
- ③ 黒玉が発生した場合には、煙火打揚業者は回収して水に浸す等の方法で黒玉を安全な状態にしなければならない。

イ アの措置が終わるまでの間、関係者以外の者（都の確認を受けた航路を船舶により航行する者を除く）は立入禁止区域に立ち入らないこと。ただし、立入禁止区域に立ち入ることができる主催者及び委託業者は以下の全てに該当する者に限ることとする。

- (ア) 警備上若しくは運営上止むを得ない必要最低限の人数であること。
- (イ) 腕章、服装等により外部から容易に識別できる者であること。
- (ウ) ヘルメット等の保護具を装着しており煙火消費の内容、危険性を理解している者であること。
- (エ) 消費許可が必要な煙火消費の場合は、立入者の名簿を事前に都に提出している者であること。
- (オ) 消費許可が不要な煙火消費の場合は、委託業者にあっては立入禁止区域への立入について主催者の承諾を得ている者であること。

(解説)

煙火消費終了後においても煙火準備作業中と同様に、煙火に関する知識のない者が立入禁止区域に立ち入ると危険なため、黒玉や未着火煙火の確認が終了し、消費現場付近の安全が確認されるまでの間、必要最低限の関係者以外の立ち入りを原則として禁止したものである。

なお、煙火準備作業中から消費後の安全確認終了までの間の立入禁止区域内への立入可否を時系列にまとめると下表のとおりとなる。

<立入禁止区域内への立入可否（煙火消費許可が必要な場合）>

	煙火打揚 従事者	監督官庁等	主催者	主催者の 委託業者	観客（右欄の船舶 乗船者を除く）	船舶乗船者
6-(1)-ウ 準備作業中	○	○ (注1)	△	△	×	▲
6-(1)-エ 消費中	○	×	×	×	×	×
7-(1)-イ 消費後の 安全確認中	○	○ (注1)	△	△	×	▲

注1：指導監督上必要な場合のみ立入可 注2：事故等の緊急の場合以外は立入不可

△：原則として立入不可（事前に都に立入名簿を提出した場合等は条件付で立入可）

▲：原則として立入不可（都の確認を受けた航路を航行する船舶に乗船した者は立入可）

ウ 煙火資材の回収については、未着火煙火の確認検査を行った後に実施すること。

(解説)

未着火煙火が存在していることに気がつかずに煙火資材の回収作業を行うことによる危険の発生を回避するための措置について定めたものである。

エ アの規定にかかわらず、黒玉を消費日当日に回収できなかった場合には、当該黒玉の回収を当該消費日の翌朝にも改めて行い、黒玉を回収した場合は、速やかに東京都に報告すること。

(解説)

黒玉による危険の発生を回避するために、定めたものである。

① 花火大会等は夜間に煙火を消費することが多く、黒玉をその日のうちに全てを回収し確認することは現場が暗く容易ではない。

未回収の黒玉がある可能性が少しでもある場合は、翌日に消費場所周辺の住民等が拾って事故を起こす危険性があるので、煙火の消費者は煙火打揚業者に指示して、翌朝早く一般の人が来ないうちに黒玉の回収作業をしなければならない。

② 「速やかに」とは、直近の都庁の開庁日とする。

(2) 煙火の消費を中止した場合の措置

ア 煙火の消費を中止したときには、未使用の煙火にあつては煙火及び煙火資材を回収した上で煙火打揚業者に火薬庫又は庫外貯蔵場所に持ち帰らせ、未着火煙火又は黒玉にあつては(1)の例により措置をとること。ただし、回収が不可能である等やむを得ない事由により、煙火を消費場所に存置する場合は、監督官庁等に通報した上、見張のための要員を付けて盗難防止、事故防止等に万全を期すとともに措置状況を速やかに東京都に報告すること。

(解説)

煙火の消費前及び消費中に煙火の消費を中止するに至った場合、未使用の煙火については、煙火の消費者は煙火打揚業者にその日のうちに煙火及び煙火資材を回収させ、火薬類取締法にしたがって火薬庫又は庫外貯蔵場所に持ち帰らせるとともに、未着火煙火及び黒玉については、(1)の例により適正に処理することを定めたものである。また、やむを得ない事由により消費場所に存置する場合の措置を定めたものである。

① 火薬類取締法施行規則第56条の4第1項第4号の規定では、「消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置しないこ

と。」となっている。

② 「やむを得ない事由」とは、雷雲が生じたこと、車両等が故障したこと、火災等が発生したこと及び天候上の原因により煙火消費を中止し、翌日以降に順延することも含まれる。

③ やむを得ず煙火等を存置する場合には、煙火の消費者は、監督官庁等に通報するとともに見張人をつける等十分な安全の確保及び盗難防止の措置を講じる必要がある。

イ 河川の増水等により消費場所が危険になるおそれが生じた場合において煙火の消費を中止したときは、アの規定にかかわらず、煙火打揚業者の安全を確保しながら、消費場所に存置された煙火及び煙火資材の早期回収に努めること。ただし、回収が不可能である等やむを得ない事由により煙火を消費場所に存置する場合は、監督官庁等に通報した上、安全が確保できる場所に見張のための要員を付けて盗難防止、流出防止等に万全を期すこと。

(解説)

消費場所に設置された煙火及び煙火資材が河川の増水等によって流出するのを防止するため、煙火の消費者の責務として作業者の足場や退避手段等の確保に配慮し、極力早期の回収に努めることを定めたものである。

また、やむを得ず煙火を存置する場合には、煙火の消費者は、監督官庁等に通報するとともに、対岸等に見張人を付ける等十分な安全の確保及び盗難防止の措置を講じる必要がある。

ウ イのただし書において規定する消費場所に存置された煙火については、当該消費場所の安全が確認された後、速やかにアに規定する措置をとること。

アの解説を参照

エ イに規定する場合において煙火の消費を中止したときで、万一煙火が河川等に流出したときには、監督官庁等に通報の上、回収に努めること。

(解説)

河川の急激な増水、波浪等により、河川又は海に流出した煙火がある場合には、消費者の責務として当該煙火を回収することを定めたものである。

河川等に流出した煙火のうち、小型煙火及び小さな打揚煙火の場合には水に浸漬することによって中の火薬類が分解し、燃焼するおそれは小さくなるが、大きな打揚煙火の場合には外側が水に濡れた程度では中の火薬の性能が保持される場合もある。

オ イからエまでに規定する措置をとった場合には、速やかにこれらの措置状況を東京都に報告すること。

(解説)

煙火消費の許可権者である東京都が煙火の消費状況を速やかに把握するために定めたものである。「速やかに」とは、東京都の職員が立ち会っている場合にはその職員に報告し、立ち会っていない場合には花火大会終了後の翌日以降直近の都庁の開庁日に東京都に報告することとする。

8 煙火の消費に関するその他の注意事項

(1) 禁止事項等

- ア 打揚煙火の斜め打ちは禁止する。ただし、保安のために止むを得ないと都が判断した場合を除く。
- イ 水中投げ込み煙火は、禁止する。
- ウ 煙火の重ね玉は3号玉と4号玉との重ね玉までとし、上玉には黒玉防止措置を施すこと。
- エ 打揚筒1筒には、煙火玉2個以下とする。
- オ 煙火の準備作業中から終了後の措置が終わるまでの間は、保安距離内での喫煙及び火気(点火用の火種を除く。)の使用を禁止する。ただし、火気の使用にあつては、煙火に着火する恐れがないと都が判断した場合を除く。
- カ 煙火の準備作業中から終了後の措置が終わるまでの間は、保安距離内での無人航空機の飛行を禁止する。

(解説)

煙火を消費する場合には保安距離をとらなければならないが、上記事例については安全を確認するデータがないことや事故の未然防止の観点から禁止事項とした。

- ① 打揚煙火の斜め打ちについては、特に風下方向の安全性を確認するデータがないため禁止としている。ただし、風の影響を最小限に抑える等の理由により観客席と反対の方向に打揚筒を傾ける必要がある場合など、都が保安のために止むを得ないと判断した場合は禁止の対象外とした。
- ③ 水中投げ込み煙火については東京都内において安全に消費できる場所がないこと、また、水中投げ込み煙火の安全性に関するデータがないため従来から禁止としているものである。
- ④ 3号玉と4号玉との重ね玉は従来から認めてきており、安全性も確認されているが、より大きな煙火玉の重ね玉(4号玉と4号玉など)は安全性についてのデータがないため禁止としているものである。なお、2.5号玉と4号玉の重ね玉については、玉の直径差が大きく異常飛翔することがあるため注意が必要である。

また、上玉は黒玉の発生率が高いため、葉紙や着火線を親みちに取り付け着火不良を防止することや、上下の玉をクラフト紙等で包んで運搬時の親みちの損傷を防止することなど、黒玉を防止する措置が必要である。

- ⑤ 一筒の玉数については3号玉と4号玉の重ね玉を認めてきており、いろいろな花火大会

で実績があるが、3個以上の煙火を一筒で打ち揚げることは、安全性についてのデータがないため禁止しているものである。

- ⑥ 法令の規定により、「火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。」とされており、本基準では保安距離内での喫煙及び火気（早打用の焼金コンロなど点火用の火種を除く。）の使用を禁止した。

ただし、火気については、煙火に着火する恐れがない場合は使用を認めることとした。
(使用が認められる事例)

- ・ 煙火設置場所と火気が壁等で物理的に遮断されており、着火する危険性がないと認められる場合
- ・ 車両の原動機（ただし、煙火の積み下ろし中は法令により火気の使用不可）
- ・ 発電機

なお、立入禁止区域内（保安距離の外に限る。）で煙火打揚従事者が喫煙する場合は、保安距離の外であることが明確な場所に喫煙所を設けることが必要である。

- ⑦ 花火大会で主催者が撮影用の無人航空機（ドローン）を使用する場合があるが、保安距離内は煙火玉と無人航空機が衝突する危険性があるため飛行を禁止した。

また、保安距離外であっても、航空法の規定（無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（国土交通省航空局））により、飛行高度に応じて飛行範囲の外周に立入禁止区画を設定しなければならない場合があるため注意が必要である。

(2) 申請者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

ア 消費許可申請者は、申請書中の危険予防の方法の欄に、煙火打揚従事者及び観客への危険予防の方法、煙火消費の中断又は中止の判断基準、煙火の消費の終了又は中止後の措置、河川敷で煙火を消費する場合の危険予防の方法、その他煙火消費の際に必要な危険予防の方法を記載すること。

イ 消費許可申請者は、煙火消費に関係する者（煙火打揚業者を含む。）に安全教育を実施するとともに、アに掲げる事項を周知すること。

ウ 煙火の消費終了後、消費許可申請者は、煙火消費報告書を東京都知事に提出すること。

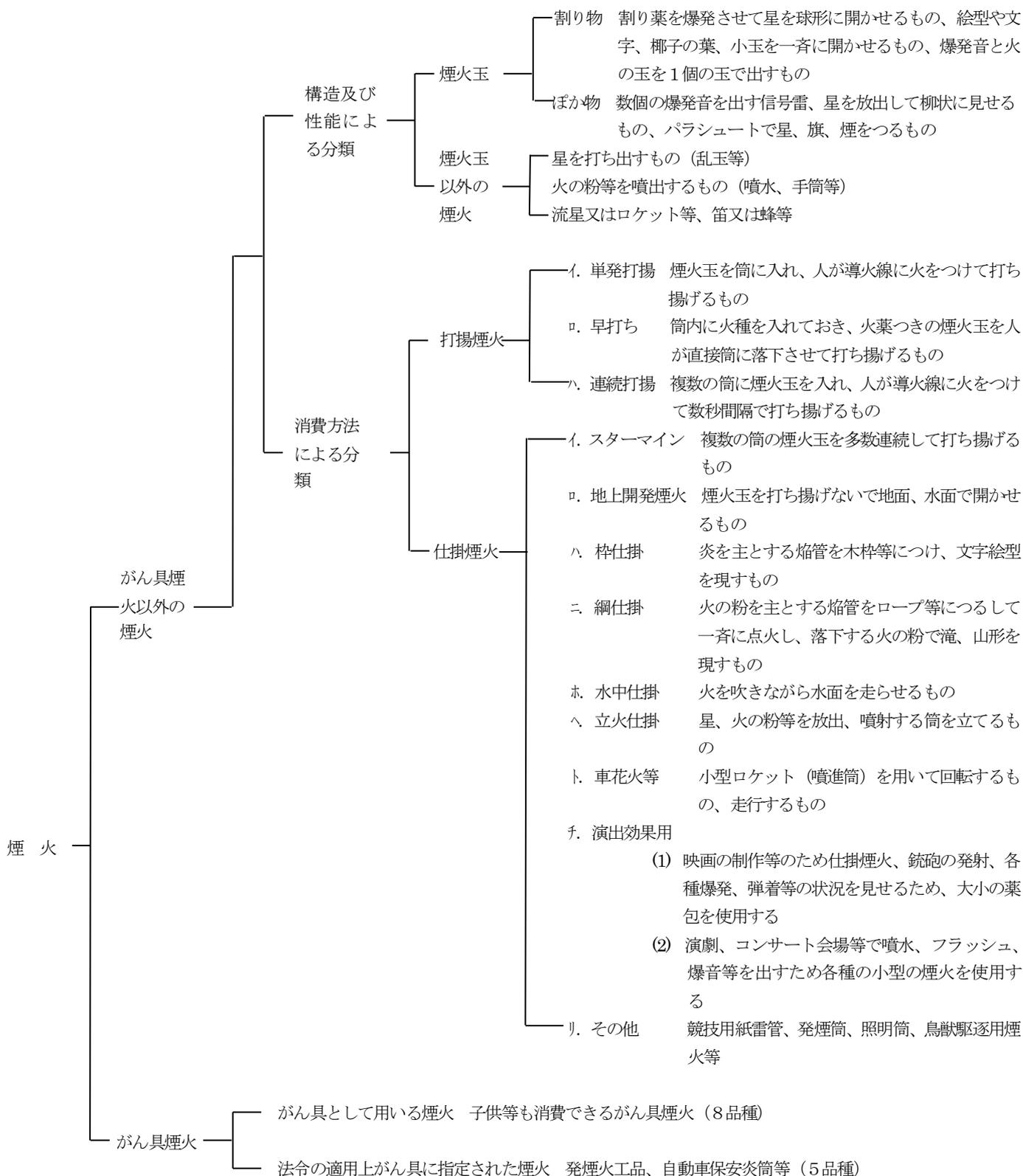
(解説)

- ① 「危険予防の方法」を記載するに当たっては、煙火の消費者は、消費場所の実態に応じた煙火打揚従事者や観客への危険予防、煙火消費の中断又は中止の判断基準、煙火の消費の終了又は中止後の措置等を明確にしておく必要がある。

これらを記載することによって、危機管理意識が醸成され、消費者としての自己責任を自覚し、事故等の不測の事態の際の意思決定の訓練をすることにもつながるからである。

- ② 煙火の消費は正しい取扱を行わなければ大事故につながりかねない。このため、煙火の消費者が事前に煙火消費に関係する大会関係者及び打揚業者に対して安全教育を行い、煙火取扱上の注意事項の確認及び打揚場所の特性（河川敷、山間部、水上など）に応じた注意事項を周知するものである。
- ③ 煙火の消費終了後、煙火消費報告書を東京都知事へ提出（概ね2週間以内）することを求めるものである。これは許可権者の立場から、煙火が安全に消費されたことを確認する必要があるからである。

3 煙火の分類



4 火薬類取締法令（煙火関係）

(1) 法第1条（目的）

この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(2) 法第25条第1項（消費）

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（以下「消費者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(3) 法第26条（消費の技術上の基準）

火薬類の爆発又は燃焼は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

(4) 法第59条第5号、第60条第1号及び第62条（罰則）

- ・ 法第25条第1項の規定に違反し、許可を受けないで火薬類を爆発させ又は燃焼させた者
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、又はこれを併科
- ・ 法第26条（消費の技術上の基準）の規定に違反した者
→ 30万円以下の罰金
- ・ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第58条、第59条、第60条又は第61条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(5) 規則第49条第4号及び第4の2号（煙火の無許可消費数量）

火薬類取締法第25条ただし書きの規定により、下表に示す数量以下の場合には無許可で煙火の消費ができる。ただし、この数量は同一の消費地において1日に消費できる数量である。

煙火無許可消費数量（火薬類取締法施行規則第49条）

(1) 信号または観賞の用に供するために煙火を消費する場合（①～⑦を重複して消費できる）

- | | |
|--|------------|
| ① 直径6センチメートル以下の球状の打揚煙火 | ・・・ 50個以下 |
| ② 直径6センチメートルを超え直径10センチメートル以下の球状の打揚煙火 | ・・・ 15個以下 |
| ③ 直径10センチメートルを超え直径14センチメートル以下の球状の打揚煙火 | ・・・ 10個以下 |
| ④ 200個以下の焰管を使用した仕掛煙火 | ・・・ 1台 |
| ⑤ ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって火薬1グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。） | ・・・ 300個以下 |
| ⑥ 爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る。）であってその1本が火薬1グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火 | ・・・ 300個以下 |
| ⑦ 競技用紙雷管 | ・・・ 無制限 |

(2) 映画若しくは放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。）を消費する場合

（①～④を重複して消費ができる）

- | | |
|---|------------|
| ① その原料をなす火薬若しくは爆薬 15 グラム以下の煙火 | ・・・ 50 個以下 |
| ② その原料をなす火薬若しくは爆薬 15 グラムを超え 30 グラム以下の煙火 | ・・・ 30 個以下 |
| ③ その原料をなす火薬若しくは爆薬 30 グラムを超え 50 グラム以下の煙火 | ・・・ 5 個以下 |
| ④ 発煙筒、撮影用証明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）
0.1 グラム以下の煙火 | ・・・ 無制限 |

(6) 規則第 48 条（消費の許可申請）

- 1 法第 25 条第 1 項の規定による火薬類の消費の許可を受けようとする者は、様式第 29 の火薬類消費許可申請書に火薬類消費計画書を添えて消費地を管轄する都道府県知事（消費地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。
- 2 前項の火薬類消費計画書には、消費の方法、製造業者の氏名又は名称、消費場所において火薬類を取り扱う必要のある者の氏名及び消費場所付近の見取図を記載するものとする。

(7) 規則第 56 条の 4（煙火の消費の技術上の基準）抜粋

（規則第 51 条準用）

十七 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

十八 火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。

1

一 煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。

二 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。

六 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。

七 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。

2 消費場所においては、煙火の管理及び打揚等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

4 煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。

- 二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。
- 五 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
- 七 消費の準備の終了した仕掛煙火（火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。）から二十メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から二十メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。
- 八 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して二十メートル以上の安全な高さで開かせること。
- 十 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 十一 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。）が二十メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- イ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物（以下この号及び第十四号において「飛散物」という。）を遮断する防護措置を講ずるとき。
- ロ 直径二十四センチメートルを超え直径三十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合又は直径三十センチメートルを超え直径六十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が十メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。
- ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずるとき。
- 十二 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。
- 十三 第十一号イの場合（直径三センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。）には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して二メートル以上の距離をとること。
- 十四 第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。
- 十五 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。
- イ 打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。

- ロ 十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。
- 十六 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
- 5 煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- 一 点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。
- 二 点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、〇・〇一アンペアを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。
- 三 落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。
- 四 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。
- 五 電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。
- 六 点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。
- 七 点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。
- 八 電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。
- 九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通ずること。
- 十 電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。
- 十一 電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で行うこと。

(8) 法第19条（運搬）

火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人（他に運搬を委託しないで運搬する場合にあつては、その者）は、内閣府令で定めるところにより、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。ただし、船舶又は航空機のみにより火薬類を運搬する場合及び内閣府令で定める数量以下の火薬類を運搬する場合は、この限りでない。

5 関連法令等

(1) 航空法

航空法第132条（飛行の禁止空域）

何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
- 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

航空法第134条の3（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

3 何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。

(2) 港則法

港則法第22条

危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

港則法第23条

- 1 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適當であると認めるときは、港の境界外において適當の場所を指定して前項の許可をすることができる。
- 3 前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。
- 4 船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

港則法第32条

特定港内において競艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

(3) 東京都水上安全条例

東京都水上安全条例第17条(水路使用の許可)

水路において、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る水路を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)の許可(当該水路が二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可)を受けなければならない。

二 花火大会

(4) 火災予防条例

火災予防条例第23条(喫煙等)

次に掲げる場所で、消防総監が指定するものにおいては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、消防署長が、消防総監が定める基準に適合していると認めたときは、この限りでない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席

五 前各号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

火災予防条例第60条(消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出)

次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その日時、場所その他当該行為に関して消防活動上必要な事項を消防署長に届け出なければならない。ただし、第55条の3の9第一項又は第55条の3の10第一項の計画を提出した場合は、この限りでない

二 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

(5) 港湾法

港湾法第37条

港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法 第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地の占用

6 煙火消費報告書様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

消費者の名称 _____

代表者の氏名 _____ 印

主催者名		煙火打揚業者名	
花火大会等の名称			
許可番号・許可日		第 号 令和 年 月 日	
消費年月日		令和 年 月 日 (曜日)	
消費時刻		午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで	
消費時の気象状況		天候： 風向： 風速： m	
煙火打揚従事者 ◎総括責任者 ○現場責任者 ●黒玉処理者 ※責任者等に◎○●の 印を付ける		従事者数 人 (従事者数が多い場合には、名簿は別紙として添付する)	
煙火搬入時刻		午前・午後 時	
打揚煙火・仕掛煙火・ (煙火置場)の位置		・申請どおり ・申請内容から変更した 変更の理由と変更内容 []	
不良煙火、筒の不良、 筒の固定状況		・不良煙火の有無 : 無 有 [号 個] ・筒の不良の有無 : 無 有 [処置方法] ・筒の固定状況 : 適 不適 [処置方法]	
煙火消費の状況	煙火の実際の消費数	・申請時から変更無し (申請書の「消費する煙火の種類・数量」を添付) ・申請時から変更有り (申請書の「消費する煙火の種類・数量」を訂正したものを添付)	
	低空開発	・低空開発の有無 : 無 有 [号 個]	
	黒玉・未着火 (発生した場合は 種類と処置状況)	・黒玉発生の有無 : 無 有 [号 個] ・未着火発生の有無 : 無 有 [号 個] ・翌朝の黒玉確認 : 実施 未実施	
	未使用の火薬や煙火の残留状況	・未使用の火薬の有無 : 無 有 [処置方法] ・未使用の煙火の有無 : 無 有 [処置方法]	
立入規制(禁止)区域の設定状況 (区域を変更した場合はその理由と内容)		・申請どおり ・申請内容から変更した []	
観客数	主催者発表数 :		警察発表観客数 :
その他 ※事故の発生等があれば、 その状況と対応措置を記載			
報告者氏名及び連絡先			

